

第4次 上勝町活性化振興計画

2022（令和4）年度～2030（令和12）年度

徳島県上勝町

目 次

第1部	はじめに	1
第1章	計画の策定にあたって	2
第1節	計画の目的と経緯	2
第2節	計画の性格	3
第3節	町の概況と果たすべき責務と役割	4
第2章	基本構想	6
第3章	町の人口と就業構造	9
第1節	人口の現状と目標	9
第2節	就業構造の現状と将来	12
第4章	施策の体系	14
第2部	基本計画	15
第1章	環境保全を重視した生活基盤づくり	16
第2章	ゼロ・ウェイストタウンづくり	21
第1節	環境教育の推進	21
第2節	ゼロ・ウェイストの推進による経済的好循環	23
第3節	暮らしを豊かにするゼロ・ウェイスト	25
第3章	地域づくりと人づくり	27
第1節	人づくり教育	27
第2節	地域文化の創造	28
第4章	福祉と生きがいづくり	30
第1節	誰もが暮らしやすい地域づくりの推進	30
第2節	地域の健康づくり	32

第5章 地域の経済基盤づくり	34
第1節 農業の振興	34
第2節 林業の振興	36
第3節 水産業の振興	39
第4節 商工業の振興	39
第5節 土木建設業の振興	43
第6節 環境保全型、滞在体験型観光・交流の振興	43
第6章 まちづくりと行財政	45
第1節 まちづくりと集落の再生	45
第2節 行政組織の改革	48
第3節 財政の健全化	52
用語説明	60
付属資料	63
第4次上勝町活性化振興計画(案)の諮問に対する答申	64
第4次上勝町活性化振興計画策定経過	65
第4次上勝町活性化振興計画審議会委員構成表	65
上勝町活性化振興計画審議会条例	66

第1部

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の目的と経緯

この振興計画は、本町の住民が安全で安心して住めるように、“豊かな住みよい町づくり”を基本に「持続可能なまちづくり」を長期的展望に立って推進していくための計画となっております。

本町は平成13年に「新上勝町活性化振興計画」、平成23年に「第3次上勝町活性化振興計画」を策定し、「いっきゅうと彩の里・かみかつ」をキャッチフレーズとし、知恵を出し、明るい彩りのある町づくりを目指し、全国的に注目を浴びるようになり、彩農業、ゼロ・ウェイスト政策の展開、町営住宅の整備、U・Iターン(転入)の増加、1Q塾・1Q運動会活動の施策を行い、中学校校舎、診療所、デイサービスセンターの建築等、教育施設や高齢者をはじめとする福祉施設の充実などが促進され、一定の成果は見られました。

しかし、平成23年の計画策定以降、今日まで前述のとおり、町をあげて産業、文化・芸術、教育、福祉、環境等において多様な施策を展開し、持続可能な地域社会づくりを目指してきましたが、少子高齢化、人口の減少は依然として進んでおり、町内55の集落においても、限界集落(注1)と呼ばれる集落が7割近くとなり、今後の維持が困難となりつつある集落もあります。農業をはじめとする各産業においては担い手、後継者不足を招いており、ますます深刻な状況となっています。

また、木材市況の低迷や労働力不足等により、森林農地の荒廃も見られ水不足や有害鳥獣の被害も発生し、生活への影響も出ています。また、台風等による大規模災害の発生も想定されることから、防災面からも森林農地の適正な管理は、今後においても大きな課題となっています。

第三セクター(注2)については、依然としてその経営が厳しく、行政への依存傾向が見られる状況にあり、慎重な経営と第三セクターと行政の役割の明確化が望まれています。

さらには、新型コロナウイルス等の感染症対策や、今後高い確率で発生すると予想されている南海トラフ地震(注3)等の災害に対する対策については、万全の体制をとっておかなければなりません。

本町は、誰一人取り残さない社会、総合的な課題解決に向け、「SDGs未来都市」(注4)に選定され、脱炭素化社会(注5)の到来及び気候変動影響への対応、Society5.0社会(注6)への転換等に対応すべく取り組んで参ります。その上で、環境問題は大きな課題となっており、産業等各分野においてもその取り組みの推進が図られてきましたが、今後においては産業、福祉、教育等全ての分野において連携しながら、ゼロ・ウェイスト(注7)施策のさらなる推進が望まれています。

そこで、21世紀における地球温暖化や環境問題、集落の再生、国家・地方財政の悪化、少子高齢化などの諸問題に対して、「いろどり」「ゼロ・ウェイスト」「教育」を戦略の核とし、目的達成のための最上位の計画として、ここに第4次上勝町活性化振興計画を策定します。

第2節 計画の性格

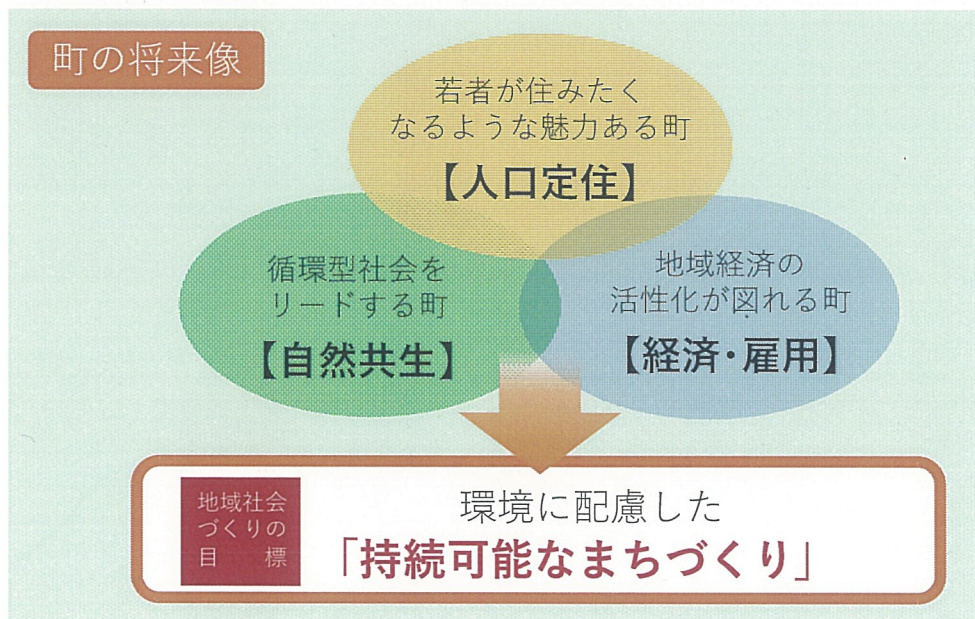
1. この計画は、基本構想を受けて令和4（2022）年度～令和12（2030）年度の計画とし、施策の方向を明らかにしたものです。

2. 国では平成27年「第二次国土形成計画」が策定され、地域社会の維持が困難な地域が拡大する中、農地の急激な荒廃や、適正に管理されていない森林の増大などの喫緊の課題がある中、これらの課題に適切に対処するため国土の有効活用及び個性ある地方の創生が求められています。

また徳島県では、“令和3年度版「未知への挑戦」とくしま行動計画”が策定されており、これら国・県との整合性に留意しましたが、不十分な点は、今後実施計画にあたり調整を図ることとします。

3. 今回策定する基本計画をふまえ、目的達成のための個別施策の実施計画は、その計画の内容、社会経済、政策などの動向により各種策定していくものとします。

また、施策の一体的な推進のため、基本計画に「上勝町地域創生総合戦略【第2期】（令和2年3月策定）」、「上勝町地域創生人口ビジョン（令和2年4月策定）」、「上勝町SDGs未来都市計画2021～2023（令和3年3月策定）」、「過疎地域持続的発展計画 令和3年度～令和7年度（令和3年9月策定）」、「上勝町国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）」を組み込むものとします。



第3節 町の概況と果たすべき責務と役割

1. 町の概況

本町は、徳島市の中心から西南へ約40kmの所に位置しています。地形的には四国山脈の南東面山地に属し、標高1,439mの高丸山を最高峰とする山岳が連なりあっており、美しい連山の間を河川が流れています。河川流域ごとに、ごく僅かに棚田が見られますが、大部分は急傾斜の山地であり、標高100m～700mの間には大小55集落を有する山村地域です。

総面積は109.63km²、うち山林96.91km²で林野率88.39%の典型的な山村です。人口は昭和30年には、6,265人でしたが、令和3年には1,486人となり過疎化が進んでいます。

2. 町の位置づけと果たすべき責務と役割

(1) 位置づけ

本町は平成23年に正木トンネルが開通し、また逐次県道16号線の改良も進み徳島市へ約1時間の距離となり、小松島市、阿南市、徳島市の都市近郊通勤圏として位置づけることができます。また、多自然居住地域のモデル地域として整備し、生活環境の快適さに富んだ生活圏域として位置づけ、国土・農林業の公益的機能の保全や環境保全重視の土地利用の促進など都市との連携の中で推進することが必要です。

さらに、本町は、徳島南部自動車道路の整備が進むと、京阪神地域の近郊地域と位置づけることができるうえ、関西国際空港によって国際化は一層身近なものとなります。



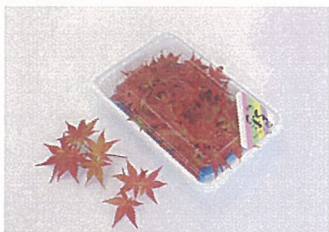
(2) 果たすべき責務と役割

第1に21世紀は環境の世紀ともいわれていますが、本町の持つ山林や水など自然資源の保全や活用、農林水産業、商・工・観光など諸産業やゼロ・ウェイスト政策における環境重視のシステム(体系)への転換を通し、循環型社会形成の模範基地としての役割を果たします。

第2に少子高齢化、過疎化に対応して若者の定住化を図るため、快適な生活環境の形成や住宅政策の推進、定住のための職場の形成や情報通信基盤の整備、これに付随する産業の起業・育成、地域文化の創造など、人口定住の推進基地としての役割を果たします。また、近年では、関係人口（注8）、二地域居住の増加等も考えられます。

第3に地域主権の確立にあたっては、地域の経済的自立が不可欠であり、そのため本町では、彩農業、菌床椎茸栽培、都市農村交流、第三セクターによる雇用の創出などを図り一定の成果を上げてきました。また、ゼロ・ウェイストに関連した新規事業所や、地域内資源を活用し、地域の課題を解決する新たな事業（ローカルベンチャー）による起業も増加し、雇用の創出が見受けられます。平成30年には、「SDGs未来都市」に選定され、県内外のSDGsの目標を掲げる企業との連携等が今後考えられます。しかし、さらに地域経済を活性化し、地域主権型に改革していくためには、人材や食料、エネルギー、資源等を地域内循環で行い、地域の自給力と創富力を高める社会を形成していく必要があります。

・彩農業



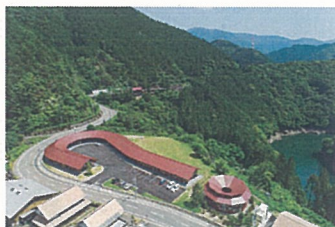
↑「血汐モミジ」の出荷商品の例



・ゼロ・ウェイスト



↑令和2年に完成したゼロ・ウェイストセンター



・SDGs未来都市



↑平成30年にSDGs未来都市に選定

第2章 基本構想

「いっきゅうと彩の里・かみかつ」をキャッチフレーズとし、持続可能なまちづくりを進めるため、上勝町の基本構想を【令和12年（2030年）にあるべき姿（上勝町共有ビジョン）】とします。本町は、平成30年にSDGs未来都市に選定されており、この「あるべき姿」は、令和元年に上勝町SDGs推進委員会（役場職員、民間委員）により、上勝町に関係する方々475名に聞き取りを行い、それをまとめたものであり、委員が町内住民等から直に聞き取りを行い、「だれ一人取り残さない持続可能なまち」を目指すため重要な共有ビジョンとして策定したものです。

2030年にあるべき姿（上勝町共有ビジョン）

1. 豊かな自然と共に暮らす町

今ある自然に手を加えることで、人と生き物が共存できる山、川、棚田の姿を取り戻す。



2. 持続可能なエネルギーを創造する町

地域資源を有効活用し、人と自然に優しく、自立することができる循環型エネルギーをつくる。



3. 伝統や文化を受け継ぎながら世界へはばたける町

先人たちの技と思いを受け継ぎ、自分たちで考えて行動する力を身につけ、地域や世界に豊かさを生みだせる人を育む。



4. 町民みんなで子育てをする町

町民一人一人が子どもと主体的に関わり、支え、親も地域を頼れて安心できる子育て環境を整え、みんなが住みたくする町にする。



5. いつまでも心身ともに健やかに生きられる町

様々な交流を通して隔たりのない人の輪が広がり、誰もが必要とされ生涯現役で自分らしく笑って生きる。



6. 地域の魅力が経済へとつながる町

上勝から生み出す物やサービスによる価値が町内外に広がり、幸せに暮らし続けられる経済を育み、人とお金を町内に増やす。



7. みんなで備え、支え合う町

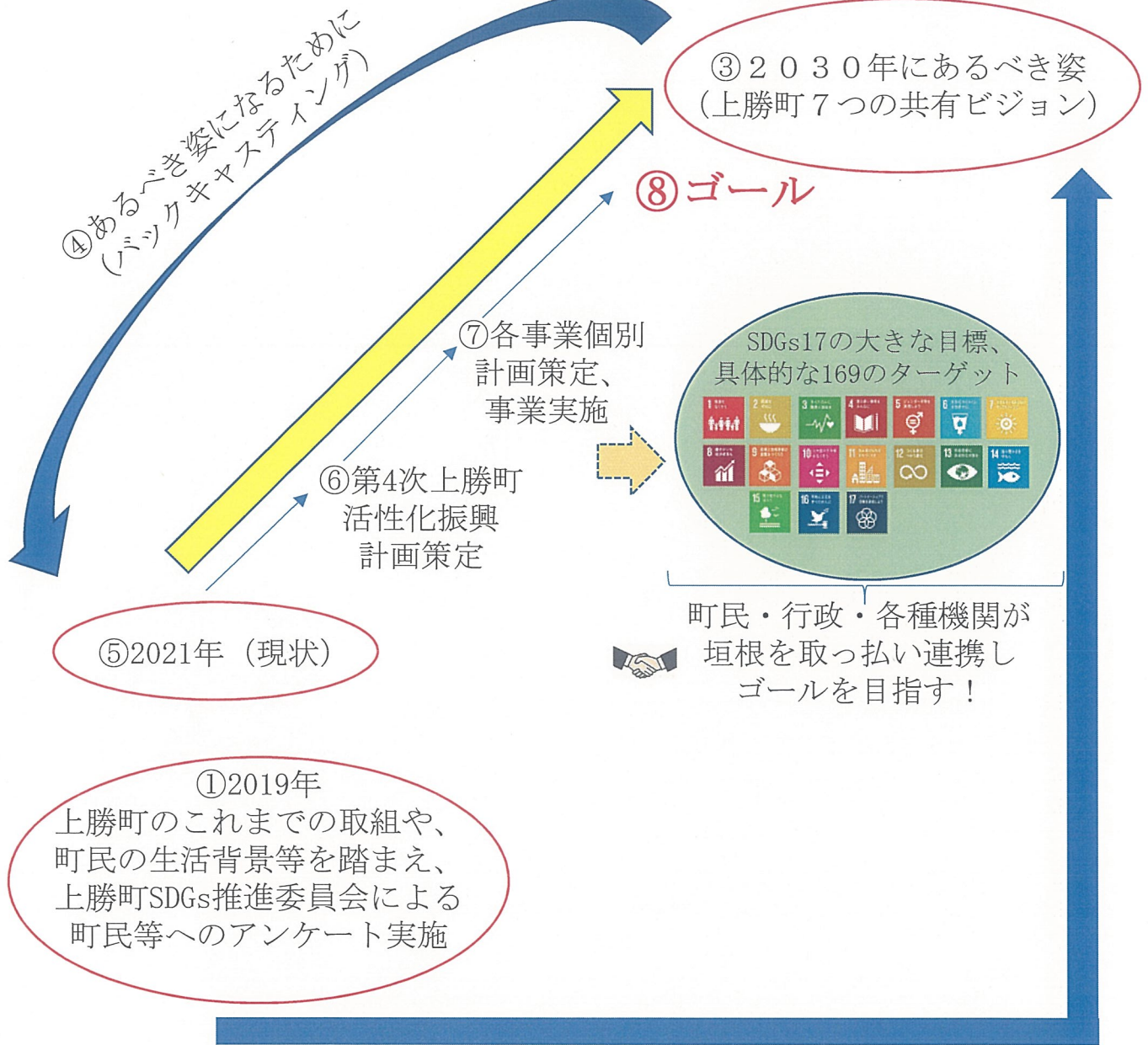
人、物、情報が自由に行き来できる生活基盤が確保され、災害が起きても生きていけるように住民と行政で備え助け合う。



基本構想と本基本計画等の位置づけ

～少数精鋭を生かした上勝町だからできるまちづくり～

基本構想



②「だれ一人取り残さない持続可能なまち」とは？

SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goalsの略で、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193ヶ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標

バックキャスティング

「未来のあるべき姿」を描き、その姿を実現するためには、今何を行うべきか、未来に向けてどう進んでいくべきかを考える思考法

基本構想・町の将来像に対する本基本計画の位置づけ（主なキーワード）

基本構想 町の将来像 (上勝町共有ビジョン)	人口定住 (若者が住みたくなくなるような魅力ある町)	自然共生 (循環型社会をリードする町)	経済・雇用 (地域経済の活性化が図れる町)
1. 豊かな自然と共に暮らす町	第1章(生活基盤整備) 第2章第1節(環境教育) 第2章第3節(ゼロ・ウェイスト計画) 第5章第1節(農業の担い手) 第5章第2節(林業の担い手) 第5章第3節(水産業の担い手) 第5章第4節(ローカルベンチャー) 第5章第6節(日本で最も美しい村連合) 第6章第1節(集落再生)	第1章(循環型エネルギー) 第2章第1節(環境教育機関) 第2章第2節(ゼロ・ウェイスト) 第2章第3節(ゼロ・ウェイスト計画) 第5章第1節(公害防止) 第5章第2節(環境保全機能) 第5章第3節(川) 第5章第4節(ゼロ・ウェイストプラント) 第5章第6節(景観保護)	第2章第2節(企業等事業者との連携) 第5章第1節(彩農業) 第5章第2節(アグロフォレストリー) 第5章第3節(池中養殖) 第5章第4節(郷土料理) 第5章第6節(クリーンツーリズム) 第6章第1節(地域資源)
2. 持続可能なエネルギーを創造する町	第1章(循環型エネルギー) 第3章第1節(SDGs) 第5章第2節(ハイオマスクール) 第6章第2節(電気自動車)	第1章(循環型エネルギー) 第3章第1節(SDGs) 第5章第2節(木質バイオマス) 第6章第2節(電気自動車)	第1章(ICT活用) 第5章第2節(木質バイオマス)
3. 伝統や文化を受け継ぎながら世界へはばたける町	第2章第3節(ゼロ・ウェイスト計画) 第3章第2節(地域文化) 第5章第6節(滞在体験型観光) 第6章第1節(1Q運動会)	第2章第3節(ゼロ・ウェイスト計画) 第3章第2節(文化的景観) 第5章第6節(環境保全型観光)	第2章第3節(ゼロ・ウェイスト計画) 第5章第4節(阿波晩茶) 第5章第6節(環境保全型観光)
4. 町民みんなで子育てをする町	第4章第1節(地域福祉) 第4章第2節(子育て世代包括センター) 第6章第1節(子育て支援) 第6章第2節(男女共同参画)	第1章(公園設備)	第3章第1節(GIGAスクール) 第4章第1節(児童等福祉)
5. いつまでも心身ともに健やかに生きられる町	第1章(生活基盤整備) 第3章第2節(社会スポーツ) 第4章第1節(地域医療) 第4章第2節(健康増進計画)	第1章(生活基盤整備) 第3章第2節(芸術文化活動)	第1章(ICT活用) 第6章第3節(健康なまちづくり)
6. 地域の魅力が経済へとつながる町	第2章第3節(ゼロ・ウェイスト) 第5章第1節(高付加価値型農業) 第5章第2節(民有林の活用) 第5章第3節(プラント水産物) 第5章第4節(ローカルベンチャー) 第5章第6節(観光ガイド) 第6節第1章(地域資源)	第2章第2節(町民協働) 第2章第3節(経済活動) 第5章第1節(彩山) 第5章第2節(森林整備) 第5章第3節(養殖技術) 第5章第4節(ゼロ・ウェイストプラント) 第5章第6節(地産地消)	第2章第2節(事業所等マッチング) 第5章第1節(ローカルベンチャー) 第5章第2節(木づかい運動) 第5章第3節(プラント水産物) 第5章第4節(ローカルベンチャー) 第5章第6節(地産地消) 第6章第1節(起業) 第6章第3節(産業の活性化)
7. みんなで備え、支え合う町	第1章(消防・防災) 第5章第2節(森林防災機能) 第5章第5節(生活基盤整備) 第6章第1節(集落再生) 第6章第2節(組織体制)	第1章(自立型エネルギー) 第5章第2節(森林整備)	第5章第2節(森林整備) 第5章第5節(災害復旧)

第3章 町の人口と就業構造

第1節 人口の現状と目標

町の重要な指標である人口は、令和3年3月31日現在の住民登録人口は1,486人（世帯数763戸、うち男713人、女773人）で、11年前の平成22年3月31日の人口より478名減少しています。本町は近年、まちづくりで全国的に注目を集めており、過疎化の中で一時期人口減少の鈍化は見られたものの、長期的には減少傾向が進んでいます。

表1及び図1で、昭和50年以降の人口の推移を見ると、昭和50年3月31日現在3,898人（男1,920人、女1,978人）、世帯数1,063戸で、昭和60年には3,074人で21.1%の減、平成7年には2,539人で34.9%の減、平成17年には2,172人で44.3%の減、平成27年には1,717人で56.0%の減、令和3年には1,486人で61.9%の減となっており、人口の減少傾向は依然続いています。

なお、世帯数も昭和50年の1,063戸から平成17年には859戸と、19.2%の減、令和3年には、世帯数は763戸であり28.2%の減となっています。

以上の傾向は、日本経済の高度成長期と昭和48（1973）年の石油危機以降の低経済成長期、そしてバブル（投機によって生じる相場や景気）経済とバブル崩壊後の不況期を通じて、本町の人口が若者を中心に大阪などの大都市や徳島市などの県内外に流出したこと、また、一方で町民の年齢層の高齢化にもかかわらず、少子化に伴って、若年層の人口を中心に減少が続いていることを示すものです。

次に高齢化率について、令和3年3月31日現在の65歳以上人口は794人で、高齢化率は、53.43%にも達しています。平成2年3月31日現在で26.78%、平成12年には40.96%、平成22年には49.54%と年々高齢化率は上昇しています。なお、令和元年10月1日現在の全国の高齢化率は28.4%、徳島県の高齢化率は33.6%（総務省「人口推計」）、であるため、本町の高齢化率が、高い水準であることも明らかです。

昭和31年から令和3年までの住民基本台帳上の人口及び世帯数の推移と、これまでの情勢をもとに、令和27年における人口将来予測の推計値（国立社会保障・人口問題研究所平成30年推計）を示したものが図1です。4年後の令和7年の推計値としては、令和3年よりさらに減少して1,169人となることが予想されており、また令和22年には744人、令和27年には643人という数値が予測されています。

「上勝町地域創生総合戦略第2期（令和2年3月策定）」、「上勝町地域創生人口ビジョン（令和2年4月策定）」にもあるように、転入を増やし転出を減らす「社会増」が今後は必要です。そのため今後の雇用環境を高め、U・J・Iターン（転入者数）の促進策など、町及び町民の過去10年間の努力を上回る積極的な町勢振興への努力が重要とされます。そのためにも、各種政策において、定住人口はもとより、交流人口、関係人口等を増やしていくことも重要となります。

目標：令和22年に人口1,000人の確保を目指す！！

表1 人口及び世帯数の推移

(人口指数は昭和31年=100)

年 月 日	世帯数	人 口			人 口 指 数	世帯当 り人口	人 口 密 度	65歳以上 人 口	高 齢 化 率
		総数	男	女					
昭和31.3.31	1,188	6,265	3,168	3,097	100.0	5.3	57.1	—	—
昭和35.3.31	1,193	6,293	3,159	3,134	100.4	5.3	57.4	—	—
昭和40.3.31	1,192	5,589	2,775	2,814	89.2	4.7	51.0	—	—
昭和45.3.31	1,115	4,656	2,264	2,392	74.3	4.2	42.5	—	—
昭和50.3.31	1,063	3,898	1,920	1,978	62.2	3.7	35.6	—	—
昭和55.3.31	984	3,404	1,661	1,743	54.3	3.5	31.0	—	—
昭和60.3.31	963	3,074	1,474	1,600	49.1	3.2	28.0	638	20.75
平成2.3.31	912	2,752	1,308	1,444	43.9	3.0	25.1	737	26.78
平成7.3.31	884	2,539	1,192	1,347	40.5	2.9	23.2	855	33.67
平成12.3.31	862	2,334	1,104	1,230	37.3	2.7	21.3	956	40.96
平成17.3.31	859	2,172	1,027	1,145	34.7	2.5	19.8	992	45.67
平成22.3.31	849	1,964	926	1,038	31.3	2.3	17.9	973	49.54
平成27.3.31	834	1,717	815	902	27.4	2.1	15.7	886	51.60
令和2.3.31	752	1,491	711	780	23.8	2.0	13.6	795	53.32
令和3.3.31	763	1,486	713	773	23.7	1.9	13.6	794	53.43

図1 人口の推移及び将来予測

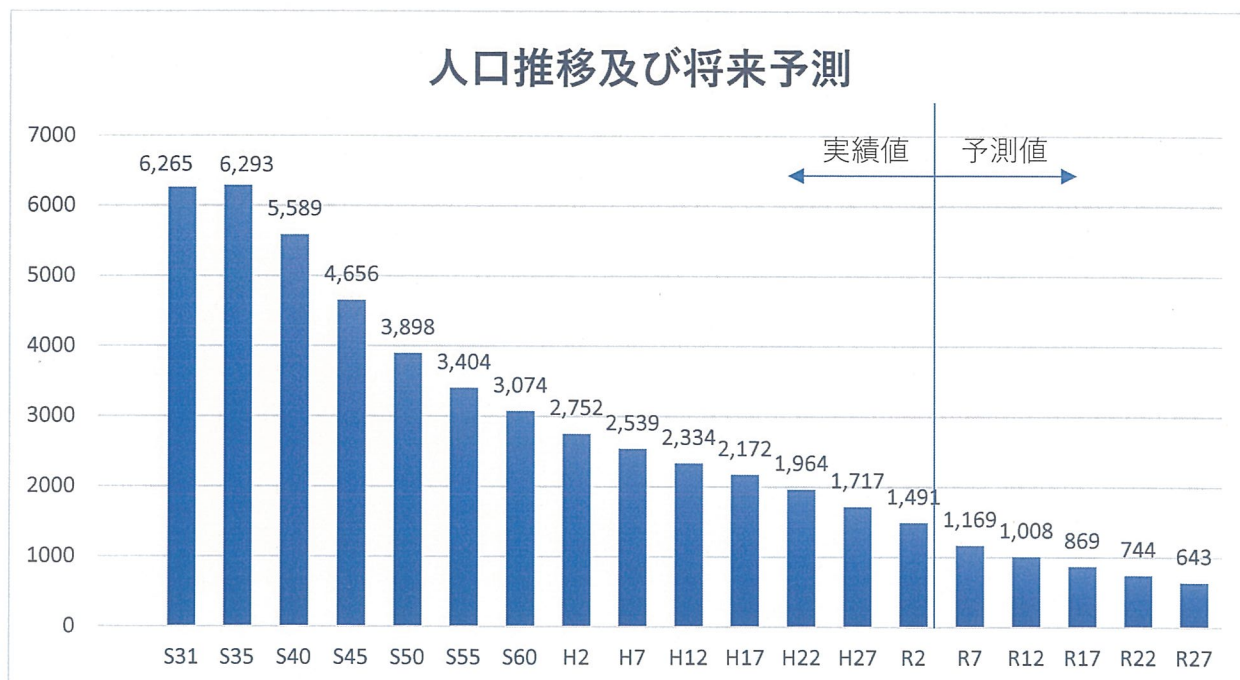
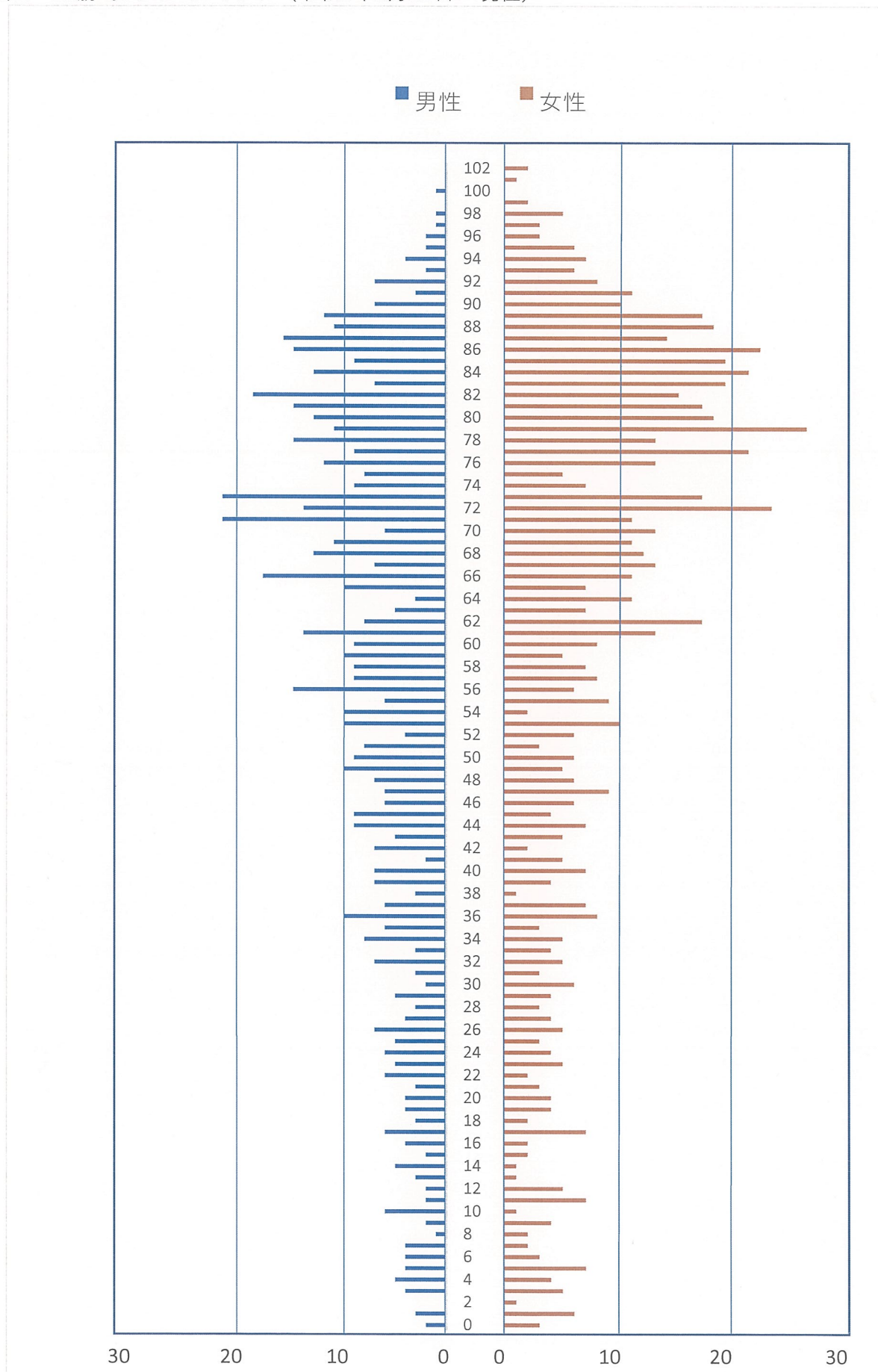


図2 上勝町人口ピラミッド（令和3年3月31日 現在）



第2節 就業構造の現状と将来

本町の産業別就業構造の現状・将来については、表2、図3で見るとおり、平成27年の国勢調査時点で就業人口合計834人、うち第1次産業人口389人（46.7%）、第2次産業人口117人（14.0%）、第3次産業人口328人（39.3%）となっています。これは10年前の平成17年時点と比較してみると、就業人口合計1,003人なので169人の減少となっています。構成比では第1次産業で5.4%の増加、第2次産業では6.8%の減少、第3次産業で1.4%の増加となっていますが、実数では第1次、第3次ともに減少しています。

つまり、本町の実業人口構成は、平成27年で農林業人口が最も大きく、続いて商業・サービス業人口、最も少ないのが工業人口となっています。

最も、減少率が大きい第2次産業は、本町でいえば、建設業が主となります。高齢化による働き手の不足や、季節に関係なく、重機を使用する等厳しい環境で働く職種ということもあり、若い世代が就業しにくい状況となっています。もちろんこれは人口推計と同じく、若者定住のための住宅建設や、道路改良工事等の公共工事施策のあり方によっても変動します。また、工場誘致や第三セクターの健全な経営などにより第2次産業全体も変動してくる可能性はあります。

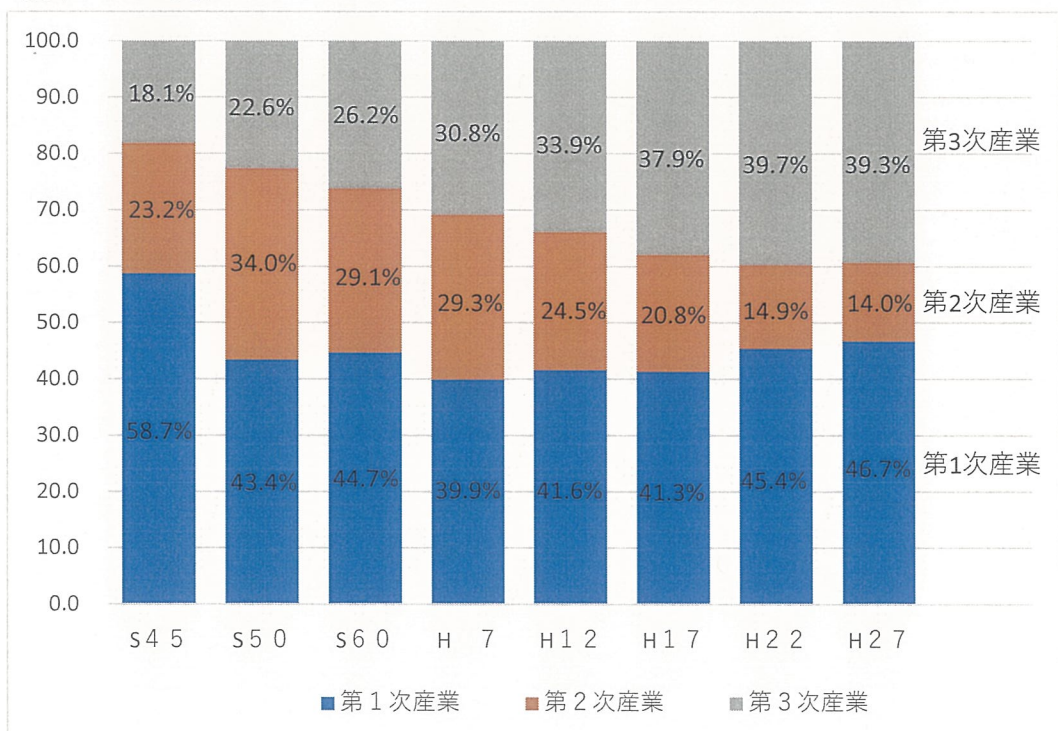
本町の農林業は、今後も重要な位置を占めると見られますが、農林業就業人口は高齢化に伴い減少することが予想されるため、彩農業などを含め、商品作物や特産物のあり方が課題であり、第6次産業（注9）等の経営形態を模索する必要があります。また、上勝ブランドによる入込客層を狙い、観光・商業・サービス業などの活性化が期待できます。

表2 産業別就業人口

(単位：人、%)

年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
S45	1,398 (58.7)	553 (23.2)	432 (18.1)	2,383 (100.0)
S50	892 (43.4)	698 (34.0)	465 (22.6)	2,055 (100.0)
S60	727 (44.7)	472 (29.1)	426 (26.2)	1,625 (100.0)
H7	555 (39.9)	407 (29.3)	428 (30.8)	1,390 (100.0)
H12	486 (41.6)	287 (24.5)	396 (33.9)	1,169 (100.0)
H17	414 (41.3)	209 (20.8)	380 (37.9)	1,003 (100.0)
H22	400 (45.4)	131 (14.9)	350 (39.7)	881 (100.0)
H27	389 (46.7)	117 (14.0)	328 (39.3)	834 (100.0)

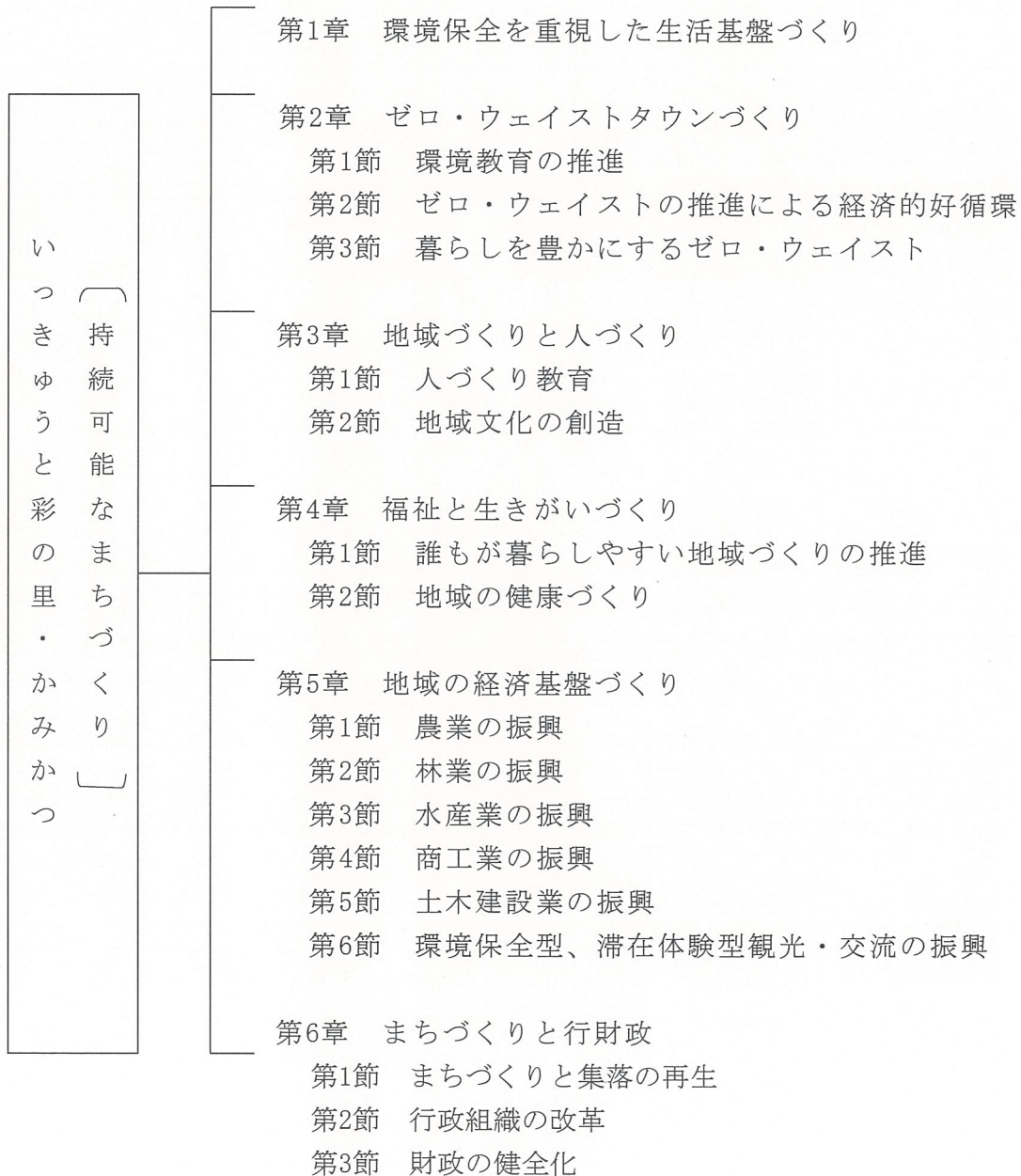
図3 就業人口の変化



第4章 施策の体系

現在、世界的な地球環境問題が深刻化しており、このままでは環境のみならず経済的にも行き詰まることが明らかです。この現状をふまえ将来の世代が現在の環境を享受できる社会とするため、「持続可能なまちづくり」の実現に向けた各分野の施策の体系を次のとおり定めます。

なお、個別施策の推進に当たっては縦割りの弊害を排し、相互に連携し、一体的な取り組みを行うこととします。



第2部

基本計画

第1章 環境保全を重視した生活基盤づくり

現状と問題点

本町を支える生活基盤としては、簡易水道、下水施設、消防・防災、住宅、道路、情報・通信、国土調査、公共交通、エネルギー等があり、町民全員が安心して豊かに暮らすことのできるまちづくりに必要不可欠な分野となっております。

1. 簡易水道

本町における令和3年4月の給水人口は866人で、総人口に占める水道普及率は58.3%です。現在、東地区、西地区、いっきゅう地区・南岡地区で給水し、上勝町簡易水道として運営しています。また、指定管理者制度における簡易給水施設の給水人口は、83人となります。しかし、水源地の位置関係により、水道未普及地域も多く残っており、これらの地域では、個人または数戸で、谷水または湧水を利用しています。

また、東地区の簡易水道については、昭和47年度に設置しており、老朽化のため漏水箇所が多く、その修繕対策が今後の課題です。

2. 下水処理

近年、水質汚染に対する町民意識が高まってきており、町民にとっての水質保全というだけでなく、勝浦川下流の都市地域住民に生活水を供給している水源地域として、し尿処理や生活排水の浄化等は重要な課題として認識しなければなりません。

し尿処理については合併処理浄化槽の導入を進めており、郡内許可業者による汲み取りが行われ、小松島市外三町村衛生組合で設置している広域し尿処理施設（しらすぎ浄園）により陸上処理されています。本町の合併処理浄化槽の普及率は、44.1%（令和元年度実績）となっております。

3. 消防・防災

本町の消防団は、6分団、197人の団員で組織され、消防施設は防災行政用無線、ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付積載車11台、小型動力ポンプ9台、消防水利は40m³級水槽85基、20m³級1基を配置しているほか、勝浦川及びその支流などを利用していますが、一部施設において老朽化しています。

また、過疎化に伴い、地域によっては団員の高齢化が進み、若年団員の補充が出来ない分団もでています。さらに地すべり対策、急傾斜山間部における火災防御及び山林火災対策も問題となっております。

4. 住宅

町内には、現在、公営・町営住宅あわせて96戸があり、一部町営住宅の老朽化対策が課題です。

5. 道路

本町においては、県道、町道、農林道等の改良は日常生活において不可欠であり、未改良道路の整備が必要です。また、既存施設の橋梁等の道路インフラが一斉に老朽化を迎え、少子高齢化や財政難に直面する中インフラの維持管理を適切かつ効率的に進めていくことが課題です。

6. 情報・通信

概ね町内の世帯に光ファイバーによる高速ブロードバンドの利用と地上デジタル放送の受信が可能となっています。今後は社会情勢に応じて、通信速度の増速と、増速後のトラフィック量に耐えうるセンター設備の整備が課題です。

7. 国土調査

現在、本町では、土地の正確な情報把握のため国土調査事業を実施しています。農林業の不振や後継者が町内に在住しないことから、土地の境界が不明確となり、土地管理上大きな問題となりつつあることから、今後、迅速な土地境界の明確化が課題となっています。令和2年度末時点において、調査登記完了面積は82.04km²で、進捗率74.83%です。

8. 公共交通

本町の公共交通としては、上勝町営バス（路線バス、スクールバス）が運行しており、路線バスは、本線（八重地～横瀬西）と落合・大北線（落合東～大北）があります。運営は業務委託としていますが、路線数が少ないため不便であり、また、乗車人数の少なさから利用料金も例年減少の傾向となっております。また、有償ボランティアタクシーもありますが、登録運転手が少ないため、急を要する際の利用がしにくい等の問題があります。

9. エネルギー

一部町有施設において太陽光発電パネルの設置、木質バイオマス（注10）等の利用が行われています。また、町民等に対して再生可能エネルギーを活用するための設備等の購入補助金制度もあり、脱炭素化社会への推進を図っていますが、その他の地域資源（小水力等）については、活用できておらず、全体をみると、未だ化石燃料に頼っている現状があります。

10. 公園設備

本町では、農村公園が数カ所存在しますが、主には、防災ヘリ等が着陸できるラウンダーポイントを兼ねたグラウンドとなっています。イベントや球技大会等には使用しやすい環境です。一方、遊具等の設備がないことから、保護者は、時間を費やし、町外の公園に子どもを連れていくということが多数見受けられます。

対 策

「現状と問題点」をふまえた各種の生活基盤整備対策にあたっては、全分野にわたり環境保全を重視した対策を計画し、実践します。

世界規模で起こっている化石燃料の使用に伴う地球温暖化・温室効果ガス問題等国際的な課題についても本町が先進地として世界に情報発信していけるように取組を進めます。

また、山林、水、空気などの自然環境は、箇所・状況に応じて、「保存」「保護」「保全」を行います。棚田や畑、水路や集落景観にも配慮し、環境に与える影響を調査したうえで対策を検討し、事業を推進します。

1. 簡易水道

簡易水道施設の充実と水源かん養を図ります。水道未普及地域に対しては、簡易給水施設及び、小規模給水施設の整備を推進します。また、簡易水道給水区域に接する水道未普及地域に関しては、給水区域を拡張する事も含めて検討します。東地区については、現状施設の中で老朽化が著しいことから、運営に不具合の有る箇所を優先的に更新していきます。

2. 下水処理

し尿浄化槽や自家処理を行っているものについては、保健所等と協力して適切な維持管理と施設の改善など、衛生的な指導を行い、積極的に合併処理浄化槽を推進します。また、新技術の調査研究を行い、より環境にやさしく優れた浄化処理方法を検討し、徳島県の汚水処理構想に基づき、合併処理浄化槽等の普及率100%になるように努めます。

3. 消防・防災

老朽化している消防設備の環境に配慮した更新と充実を図るとともに、住民に対する防火思想の普及と初期消火教育の実施や団員に対する基礎的訓練の実施を行い、団員の資質の向上を図ります。

山林火災については、広域防火体制を確立するとともに、集落、家屋などに隣接する樹木を出来るだけ伐採するよう誘導します。

団員の高齢化と減少に対処するため、消防組織の見直しを図るとともに、女性消防隊及び自主防災組織の育成を図ります。また、今後30年以内に高い確率で発生が予想されている南海トラフ大地震や、近年大型化の傾向にある台風等の自然災害に対しては、消防団、ボランティア団体等の各種団体と協力し、上勝町地域防災計画及び上勝町業務継続計画（BCP）により、災害応急対策・早期災害復旧を目指し、災害ごみ（災害廃棄物）については、町有地等に収集し、適切に処理します。「徳島県東部地域における災害時相互応援に関する協定」を踏まえ、広域的な応援体制の確立に努め、緊急消防救助隊が出動した際には、円滑に活動できるよう受け入れ体制

を整備します。

また、自然にやさしい工法による急傾斜地崩壊対策や地すべり対策、家屋の耐震化対策等の事業化を図り生活環境の安全を確保します。

4. 住宅

環境や住む人に優しい町産材を使用した木造住宅の推進、町独自の建築計画の提案により町営住宅の新規建築、分譲宅地の検討を促進し、活力有る地域づくりに向けた住宅整備を推進します。

「上勝町空き家等対策計画」に基づき空き家バンクに登録している空き家及び移住体験施設の利活用、その施設に対してのマッチング等、都市・農村交流などを促進し、外部の若者などが憧れ、定住を希望するような町づくりを行います。

5. 道路

町内の県道改良は、徳島市側の町境から本庁までは二車線となりましたが、本庁から那賀町側については、一.五車線を目指し、現在工事を行っており、早期整備を推進します。

町道改良については、住民の生活と密接に結びつきが強く、生活道でもあるため、今後とも景観に配慮した改良工事や交通安全施設の整備を図ります。

また、上勝町橋梁長寿命化修繕計画により、費用の縮減を図りつつ修繕・更新を行います。

6. 情報・通信

医療や福祉の充実、産業の振興を推進するには、情報通信技術の活用は不可欠であるため、デジタル社会の実現、情報の積極的な提供等を目的とし、地域の情報化を図るため「上勝町情報化計画」を策定し、ICTリーダーの養成を行い、ICT活用と啓発の推進を図ります。

また、起業やサテライトオフィス（注11）の活用を支障をきたさないよう社会状況に応じて、通信速度の増速等を随時更新します。

7. 国土調査

町内全域の国土調査の円滑な推進を図るとともに、完了地区における数値情報化の構築を推進し、境界等の効率的な利活用を行います。

8. 公共交通

効率的な路線を検討し、エネルギーを無駄にすることなく運行します。また、利用者数が少ない区間などは、事前予約による利用（デマンド）による運行や、有償ボランティアタクシーを安価に利用できる仕組みづくりを検討します。

また、バスの買い換えの際は、CO2を排出しない車種を積極的に導入します。

9. 循環型エネルギー(動力)の創出、活用

エネルギーの確保は持続可能なまちを目指す上で大変重要な課題であり、水源の確保を行い、地域資源(山・川・風・太陽等)を有効活用し、環境に負荷を与えず自立することができる循環型エネルギーの創出、活用の推進を図ります。

また、災害時等にも地域内でエネルギーをまかなえる自立型エネルギーの創出に向けて関係設備の導入を支援して参ります。

10. 公園設備

子育て世代の保護者や子ども達が望み、豊かな自然環境や傾斜を活かした町内外から人が集まる安全で安心な公園の建設を検討します。



第2章 ゼロ・ウェイストタウンづくり

国際的な課題として取り上げられている地球温暖化問題は、石油、石炭等の化石燃料の大量消費が主な原因とされており、国家・地方自治体・企業・国民等それぞれの立場からの対応が必要となるため、国を挙げ、低炭素社会づくりに向けて、太陽光や小水力などの再生可能エネルギーによる地域自給に率先して取り組んで行くことが求められています。また、これまで焼却・埋立処理をしていたものや、資源であっても熱回収（サーマルリサイクル）されていたものを、いかに資源として循環させ続けるかが今後の重要な課題となっております。

そのような中、本町では、平成15年にゼロ・ウェイスト宣言を行うとともに、NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミーが設立され、ごみの分別指導やゼロ・ウェイスト施策の普及・啓発を行ってきました。また、令和2年に旧ゴミステーションをリニューアルした「上勝町ゼロ・ウェイストセンター」が完成し、町民にとってのごみ出しにおける利便性の向上を図るとともに、併設機能として要望の多かった交流場所やコインランドリーを整備しました。今後は、町内外の人たちがゼロ・ウェイストの理念を学び、気付き、自らの生活に取り入れる手法を学べるプログラムづくりなどを行うことにより、この運動を広げ、仲間を増やしていく拠点として活用していきます。

また、令和2年にも、2030年までの重点目標（未来のこどもたちの暮らす環境を自分の事として考え、行動できる人づくり）を掲げ、ゼロ・ウェイストを宣言しました。今後は、町民、事業者、行政の連携により、資源の無駄づかいをせず、全てのものが生まれ変わることでできるゼロ・ウェイストな社会及び「ゼロ・ウェイストタウン上勝」（持続可能な上勝町）の構築を目指します。

第1節 環境教育の推進

現状と問題点

ゼロ・ウェイストタウン形成の要として、環境保全や資源循環に配慮した社会基盤整備、産業振興等が求められ、そのためには町民の意識改革及び次世代への環境教育が最重要となります。

1. 学校教育における環境教育

小学4年生が授業時間において、ゴミステーションでの分別体験やワークショップ等をおしてゼロ・ウェイストを学んでおり、中学校ではバイオマススクールを開催し、木材活用によるCO2削減やエネルギー問題について学習を行っています。

国、ひいては地球全体の共通課題として循環型経済（サーキュラーエコノミー）やゼロカーボン（注12）が掲げられている中、未来を生きる子供たちに私たちができることとして、環境と経済の関連性や、それをいかに両立させるかについて、ローカルとグローバル、両方の視点を養えるよう、学習機会の提供ができる仕組み作りが求められています。

2. 地域住民及び各種団体、事業所等における環境教育

ゴミステーションにおいては、資源が何に生まれ変わるかをイラスト等で掲示し、分別が分からない場合は現場の管理員が説明を行い、分別の補助をしながら、町民をサポートしています。

また、事業所等においても、町民と同じルールでごみ出しをするため、町民と同様の啓発を受けています。

しかし、資源化は進んだものの、町民一人当たりが排出するごみの量については若干増加傾向にあるため、今後は、「出たごみをどう処理するか」という取り組みに加え、「ごみを生み出さない」ための啓発や仕組み作りが重要となってきます。

地域住民・各種団体・事業所等においてはSDGsの理念のもと、環境問題等について学べるプログラム作りや、気軽に集まれる場作りを行う必要があります。

対 策

1. 学校教育における環境教育の推進

小・中学生に向けて、町内にある資源や人材を積極的に活用した環境教育プログラムの作成及び提供を行います。また、環境に対する責任を果たしている（果たそうとしている）企業からの出前授業などが受けられる仕組みをつくります。これにより、地球環境問題についての学習を行い、環境保全の重要性を認識するとともに地域の環境保全にも目を向けることで、ローカルとグローバル、両方の目線から物事を考えられる人材を育てます。

また、環境に優しい有機無農薬栽培や有機減農薬栽培など、作物栽培における環境保全型農業を体験することにより、環境と食についての関係を学びます。

さらに、海外のゼロ・ウェイスト宣言地域等との相互交流などを積極的に取り入れ、先進事例を学ぶとともに、上勝町の取組を児童・生徒自身が発信することによる人材育成を図ります。

2. 地域住民及び各種団体、事業所等における環境教育と実践

本町では各地区の1Q運動会や各種団体で環境美化、地域活性化に取り組んでいますが、今の地球環境を保つためにはごみ対策のほか、水質保全やCO2排出抑制などの取り組みも必要となってきます。

住民・各種団体・事業所等に向けては、環境保全活動に関する具体的な実施方法の情報提供や、実施に当たってのサポートを行うとともに、町民一人一人の協力及び団体・事業所の取り組みが地球環境保全に寄与しているという意識を再認識していただける機会を設けます。

また、上勝町の住民・各種団体・事業所は、作る側と使う側、両方の立場を持つ方も多く、SDGsの理念にもある「つくる責任」「つかう責任」について考えることのできる機会も設けていきます。

3. 環境教育を軸とした教育機関の設立

持続可能（サステナブル）を土台とした学習プログラムにより、世界から人が集まり、世界とつながる事ができる国際的な教育機関を設立し、未来のこどもたちの暮らす環境を自分の事として考え行動できる環境分野のトップリーダー、即ち環境問題に課題を抱える地域に対し、指導者となれる人材を育成・輩出します。

それらに先駆けて、教育機関設立のために必要な準備委員会等を設置します。



第2節 ゼロ・ウェイストの推進による経済的好循環

現状と問題点

1. 町内各種事業

平成15年にゼロ・ウェイスト宣言を行い、「未来の子どもたちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、①地球を汚さない人づくりに努めます。②ごみの再利用・再資源化を進め、2020年までに焼却・埋め立て処分をなくす最善の努力をします。③地球環境をよくするため世界中に多くの仲間をつくります。」を基本項目とし、各種施策に取り組んできました。

しかし、現状でのゼロ・ウェイスト推進については、住民の手間（協力）が必要不可欠であり、ごみのリサイクル率においては80.8%（令和元年実績）を達成していますが、これ以上は消費者側の取り組みで解決することは難しく、生産者側によるごみにならない商品の開発と、新しい技術革新によるリサイクル技術の向上など、循環型経済（サーキュラーエコノミー）を目指す上では生産者とリサイクル業者の協力連携が必須となってきます。

現在、町内の取り組みとして、生ごみ処理においては、個人には電動生ごみ処理機の購入補助、事業所には業務用電動生ごみ処理機の電気料金の一部補助を行っています。また、交通手段がない高齢者世帯等にはごみの運搬支援を行っています。その他、リユース（くるくるショップやくるくる工房等）やリデュース（レジ袋削減、容器包装削減、布おむつの配布等）にも取り組んでいます。

これらの取り組みを見たい・知りたいと、視察やメディアへの露出が増加した影

響で町内に人が訪れるようになり、この人の流れを活かそうと町内事業所においては、自らの事業の中にゼロ・ウェイストの要素を取り入れて集客や商品開発をするということが起こっています。

ただし、まだ一部の事業所に留まっているため、活用の範囲を広げることで、町内により大きな経済効果をもたらすことができると考えられます。

2. 企業等事業者との連携

当町のゼロ・ウェイスト運動に共感する企業等との連携はすでに始まっており、平成27年まで焼却処理をしていたアルミ付き紙パックのリサイクルや、洗剤等の詰め替えパックを環境教育のツール（ブロック）等に作り替える取り組みなどが実現しています。最近ではゼロ・ウェイストブランドを活用したい企業からのパートナーシップの申し入れ等もあり、当町としては企業等から人的・技術的・金銭的な支援を受けることにより、自分たちだけでは解消できない課題の解決に繋がれると考えます。

しかし、現状では明確な受付窓口がないため、ゼロ・ウェイストに携わる町内各所に情報が分散しています。この機運を十分に活かすためには、当町と連携を取りたい企業等の情報を取りまとめ、適所に繋ぐことができる機能を持つ組織が必要となってきます。

対 策

1. 町内各種事業の推進

現在取り組んでいる事業については継続するとともに、ゼロ・ウェイストチャレンジ補助金（仮称）を創設し、環境とビジネスの好循環モデルとなる商品開発や事業等、ゼロ・ウェイスト推進に向けた事業者の取り組みを支援することにより、町内での起業及び移住定住者の増に繋げ、「環境のことで何かスタートするなら上勝町」という認識を強めていきます。

また、町民協働によるごみ削減を推進するため、国内外の先進地を町民が視察できる研修や、楽しみながら環境のことが学べるようなイベント等を実施し、町民の意識向上を図ります。

ゴミステーションについては、町民が利用しやすい設備や仕組みづくりに加え、

分別・収集については、町民の声を聞き、適宜改善していきます。

最終的には、町民や町内事業所がゼロ・ウェイストをやっている良かったと思えるよう、ゼロ・ウェイストを自らの生活や事業に取り入れることが、心の豊かさや経済的な豊かさに繋げられるような仕組みをつくりまします。

2. 企業等事業者との連携による取り組みの推進

町民のごみ分別等に係る負担の軽減や、焼却・埋立処理されている残り20%のごみをなくしていくこと、熱回収（サーマルリサイクル）されている資源の再利用など、これまで行ってきた住民と行政の努力ではどうにもならない部分については企業等事業者との連携による解決を図っていきます。

具体的には、ごみを入り口として様々な企業等と連携協定等を締結することにより、ゼロ・ウェイスト推進はもちろんのこと、産業振興など町が抱える他の課題についても解決を図って参ります。

また今後、増加が予想される企業等事業者との連携に関する調整窓口となる組織を設立することで関係情報を集約し、町民と事業所あるいは事業所間のマッチングを実施して参ります。



第3節 暮らしを豊かにするゼロ・ウェイスト

現状と問題点

本町におけるゼロ・ウェイストの取り組みは、町民の協力なくしては成り立たないものであり、一人ひとりの努力によりリサイクル率も全国トップレベルとなりました。視察やメディア等の取材も増え、対外的な評価の高まりとともに町民自身、自分たちの日頃の取り組みがあつてこそという意識も向上しています。反面、町民間での環境問題に対する温度差の広がりや、ごみ分別に対する疲れ、高齢化による分別困難者が出始めているなど、更なる対応が必要となっています。また、分別を行うことに対する成果やメリットが見えづらい等、努力が報われているかどうか分かりにくいことによる「志気の低下」も見受けられます。

「豊かさ」は人それぞれ感じる場所が異なりますが、将来、「上勝町の自然が守られ、きれいな空気や水が未来の子供たちに受け継がれている」ことを念頭に置いた上で、現在の町民も安心して生活できるよう心身への負担の軽減や、経済的なメリットが得られること、集落に若い人が増える等、ごみ処理そのものが抱える問題解決と合わせて、ゼロ・ウェイストが町の課題解決に寄与することが求められます。

対 策

環境教育を推進し、ゼロ・ウェイストへの共感を広げること、「ちりつもポイント制度」の拡充などによる、町民の努力・協力に対する更なる還元を進めること、また、分別数や分別に係る手間の軽減により、町民が楽に、楽しみながらゼロ・ウェイストに取り組める仕組み作りをしていきます。

上勝町が未来の子どもたちに受け継がれるよう、ゼロ・ウェイストタウン計画（注13）によるまちづくりを移住定住施策にも繋げ、集落に人を呼び込むことにより集落や学校の維持、文化の継承に繋げていきます。併せて住民の暮らしを豊かにできるよう、経済活動や環境保全など、暮らしに関わるあらゆる要素にゼロ・ウェイストの理念がちりばめられ、上勝町が持続している状態を目指します。



第3章 地域づくりと人づくり

本町ではこれまで、生きていくために必要な強靱な問題解決能力の育成に力を注いできました。1Q塾のように、みんなで問題を出し合い、みんなで考え、みんなで解決していく、という自発的で集団的な問題解決学習を実践し、大きな成果をあげてきました。

21世紀は、地球温暖化など地球環境の問題が今後一層深刻化し、一人ひとりが避けて通ることのできない問題となり、人づくり教育や、自然を大切にする環境教育に力を入れていく必要があります。

また、文化や娯楽を楽しみ、人権が侵害されないような「人が人らしく」生活できるような、人づくりの育成を図ります。

第1節 人づくり教育

現状と問題点

1. 学校教育

本町では、新学習指導要領に掲げる「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」を学校教育の重要課題として取り組んでいます。小規模校のメリットを生かし、一人ひとりに寄り添う個性伸長の教育を徹底させ、また、全校異年齢集団活動の機会を活用することで小規模校のデメリットの解消を図っております。

また、児童・生徒による農作業体験や、地域資源を活用した商品の開発等も行い、豊かな自然や資源を学ぶ機会を設けています。

2. 社会教育

芸術文化協会、読書振興、高齢者教室、英会話教室の実施をすることで、公平な生涯学習の機会の確保に努めています。

3. 人権教育

人権教育推進協議会での研修、県内外で開催される各種人権教育研修会への呼びかけ、町内における人権教育懇談会の実施により不平等の是正に取り組んでいます。

対 策

1. 学校教育の振興

SDGsの考えに基づき、バイオマススクール、ゼロ・ウェイストスクール等を通して、教科書の内容にとらわれない環境教育を学ぶ場を提供し、世界規模で起こっている環境問題等に対し、自分で考え、仲間を広げ、行動を起こせる人材を育成いたします。

また、今後必要な資質である情報処理能力を身につけるために、生徒一人一台のタブレット端末をそろえ、GIGAスクール（注14）を推進します。

2. 社会教育の振興

町民の必要課題の把握に努め、新たな社会教育事業について検討します。

3. 人権教育の振興

各種人権研修会に参加者を募ることで、町内に豊かな人権尊重の意識を醸成し、人権教育懇談会により町内における実態把握に努め、不平等の是正を推進します。



第2節 地域文化の創造

現状と問題点

1. 地域文化

町指定文化財、国指定文化財及び文化的景観の保護や、各種芸術文化活動団体への支援を行っております。文化財等については、保護のみにとどまっており、活用には至っておりません。また、各種芸術文化活動団体については、担い手不足の悩みを抱えています。

2. 社会スポーツ

社会スポーツ活動は、町民の健康の維持・増進を図り、町民同士の人間関係を深め、豊かな心を育てる上からも、極めて意義深いものです。

本町では、社会スポーツ施設の整備、学校施設の開放、スポーツ協会やスポーツ推進委員会の指導によって、各種スポーツ大会が開催されています。しかし、スポーツに対する要望は多様化し、各種スポーツ大会への参加にも偏りが見られます。

対 策

1. 地域文化の振興

町指定文化財、国指定文化財及び文化的景観について資料等を作成し、小学校での社会科見学等により活用します。また、現在教育委員会で保存している、地域の祭りのスライドフィルムや8ミリ映写機の映像資料等を再生可能な各種メディアへ変換し、地域文化の継承を図ります。

2. 社会スポーツの振興

社会スポーツは、町民の健康づくりにとって、大きな役割を果たしています。社会スポーツは、町民同士の人間関係を深め、豊かな心を育てる上からも、極めて意

義深いものであるため、町民の一人ひとりが興味・関心を持ったスポーツを楽しむことができるよう、条件整備に努めます。

スポーツ協会、スポーツ推進委員会を中心としたスポーツ推進体制の機能を強化し、多彩なスポーツ行事の開催に取り組みます。

また、社会スポーツグループの育成を図り、自発的なスポーツ活動の振興に努め、ボランティア指導者の発掘・育成も図ります。

スポーツ活動を通して、他市町村との交流を促進します。

スポーツによる傷害の防止指導を行うとともに、スポーツ安全保険への加入を促します。



第4章 福祉と生きがいづくり

住民の生活の安定を支える各種活動や、高齢者、児童、障がい者など各種法律に基づく要支援者への福祉制度の充実を図るとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが重要です。

また、子どもを産みやすく、子育てしやすい環境づくりのため、総合的な支援を行うセンターや、情報発信に加え、医療体制、保育所、学童保育等の子育てに関する医療・教育、生活費等の経済的支援など多様な方策を講じ、人口減少に歯止めをかけることが必要です。

近隣市町村を含めた広域での救急医療体制の確保に加え、町内の公的医療機関が担う役割は重要で、救急患者輸送業務等を含む医療機能の充実、強化に向けて検討が必要です。

第1節 誰もが暮らしやすい地域づくりの推進

現状と問題点

1. 地域福祉

少子高齢化の進行や核家族、単身世帯の増加等により、家族や地域のつながり、支え合い、助け合いが希薄になりつつあり、様々な問題に直面している世帯への対応等、地域福祉に対するニーズは複雑かつ多様化しています。

自立に向けて援助を必要とする方たちを地域社会で支えていくために、家庭、地域、各種機関、行政がそれぞれの役割を分担し、住民一人ひとりが福祉に積極的に関わることを求められています。

社会福祉協議会や民生委員児童委員、各名、ボランティア、各種機関、各事業所、団体、地域住民といった多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働により地域課題を解決していく体制づくりが必要です。

また、福祉やボランティアの団体では、担い手の高齢化や後継者不足といった課題を抱えています。

2. 高齢者福祉

高齢化に伴い、医療・介護・予防・生活支援等のサービスの強化が喫緊の課題となっており、またひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯への地域コミュニティレベルでの相互支援体制の強化や、高齢者が活躍できる場の環境整備が必要です。

今後も要介護リスクが高い人や認知症の人の増加が見込まれるため、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って安心して、自立した生活が送れるように、介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の充実が求められています。

3. 児童福祉・母子（父子）福祉・障がい者福祉

住民のニーズや各家庭を取り巻く環境は多様化してきており、ひとり親家庭や障がい者、子育て世帯等誰もが安心して暮らし、皆で支え合う地域社会の構築のための様々な取り組みが求められています。

地域で子どもを育てる意識の啓発や、子育て中の保護者が気軽に集える場所づくりと、すべての子育て世帯が安心して育児ができ、子どもたちが健やかに明るく成長できる環境づくりが必要です。

障がいのある人や難病患者が地域で安心して暮らすことができるよう、就労や障がい福祉サービス等生活支援の充実を図り、在宅生活を支える体制整備を図ることが重要です。

4. 医療・健康づくり

町内の公的医療機関には、小児科、眼科、耳鼻咽喉科など特定診療科目はなく、小松島市、徳島市等近隣市町村に依存しており、広域連携を含めた地域医療体制及び救急医療体制の確保、充実が必要です。

人生を豊かに過ごすためには健康であることが大切で、各地域における健康づくりの取り組みを様々な機関と連携しながら推進することにより、心身共に健康な住民を増やし、将来的には医療費等の削減につなげることが重要です。

対 策

1. 地域福祉の支援体制の充実

すべての住民が年齢や障がいの有無、家庭環境にかかわらず、住み慣れた家や地域の中で生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指します。

支援を必要としている人を見逃すことなく、地域が抱える様々な生活課題を解決するために、各種機関と連携を強化し住民参加の福祉のまちづくり活動を進めます。

高齢者や障がい者の権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう権利擁護のための支援を実施します。

2. 高齢者福祉の推進

地域包括ケアシステムを多世代のつながりによる支え合い活動へと充実させることに加え、高齢者の生きがいづくりを含めた就労活動、担い手活動を推進することで、高齢者が若い世代を支える担い手として活躍できる地域を目指します。

地域包括支援センターとの連携及びICT等の利用により、医療福祉に関する広域的な支援やマンパワーを確保し、地域包括ケアシステムを町内外のネットワークで支える方策について検討します。

要介護（支援）状態になる前に生活機能の低下を予防する取り組み（介護予防事業）を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組みを推進します。

高齢者の社会参加の支援や各種サービスの充実による生活支援等を行うとともに、各種機関との連携により介護保険制度に基づく保険給付を円滑に実施します。

3. 児童福祉・母子（父子）福祉・障がい者福祉の向上

社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携を強化し、地域福祉社会の構築を推進します。

多様化している子どもや家庭を取り巻く状況の中、ひとり親家庭や児童福祉にお

ける各種支援事業や相談体制の充実を図ります。

障がい者の自立支援及び福祉向上のため、希望するサービスが利用できるよう関係機関と連携して、一人ひとりのニーズや特性に応じ、きめ細やかな支援を行うため相談支援体制の充実に努めます。

4. 地域保健医療体制の充実

住民がいつでも安心して医療が受けられるよう広域的な地域医療体制について検討します。

生活習慣病予防の各種健診を実施するとともに、病気の早期発見・早期治療を推進し、医療費の抑制を図るため、健診費用の助成を行います。



第2節 地域の健康づくり

地域の健康づくりに向けて、「みんなが安心して健やかに暮らせるまち上勝町」を基本理念として各種事業に取り組みます。

現状と問題点

1. 母子保健

ライフスタイルの変化により、若い世代での未婚率の上昇や初婚年齢の上昇、出産・子育てへの不安などから少子化が進んでいます。出産・子育てを家庭だけの問題にせず、地域や社会全体で支える仕組みづくりの推進が不可欠です。

また、核家族世帯や共働き世帯の増加、初妊娠年齢の高齢化など、子どもを育てる家庭環境の多様化により、妊娠や出産、子育てに不安を抱える保護者が増加傾向にあります。

本町には妊娠・出産・子育てに関わる資源がなく、町外へ足を運ぶにも片道1時間以上必要で、保護者の負担が大きくなっています。妊娠・出産・子育て期にある方が、身近な場所で気軽に相談できる体制や、必要な情報をタイムリーに受け取ることのできる体制の充実が必要です。

2. 体とこころの健康づくり

平均寿命の延伸や疾病構造の変化に伴い、医療費や介護給付費が増大しています。ライフステージに合わせた健康づくりを図り、健康寿命の延伸を目指していく必要があります。平成27年の本町の平均寿命は、男性が80.0歳、女性が86.4歳、健康寿命の指標（令和元年度）として要介護2未満の平均自立期間では、男性79.9歳、女性85.1歳です。今後も、自立した生活を送る期間を延ばすことが重要です。

3. 保健衛生

感染症対策として、予防接種法に基づく定期予防接種の推進による集団免疫の確保やインフルエンザ等の季節性の感染症に対する予防活動、平時からのマスクや消毒液等の保健衛生物品の確保が求められています。

また、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、保健衛生物品等の不足や、予防接種体制の確保等の新たな課題が発生したことを受け、新型インフルエンザ等の新たな感染症への対応が求められています。

対 策

1. 母子保健

安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、相談業務の拠点である「上勝町子育て世代包括支援センター」の充実を図り、多職種と協働しながら妊娠期から子育て期まで切れ目なく包括的に支援するため情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

また、不妊治療費助成等の導入により、経済的負担の軽減を図り、子どもを産み、育てやすい環境作りを進めます。

2. 体とこころの健康づくり

上勝町健康増進計画「健康かみかつ21」、上勝町データヘルス計画に基づき、健康づくり意識の向上と生活習慣病や寝たきり、認知症等を予防するため、一次予防（※）の充実に努めるとともに、住民一人ひとりが望ましい生活習慣の実践と健康づくり活動に取り組むことにより、健康寿命の延伸を図り、生涯現役で活躍できるまちづくりを目指します。

また、地域社会全体で支えるこころの健康づくりを推進し自殺者を出さないまちを目指します。

※一次予防とは病気になりやすい危険因子を減らし、病気にならないよう予防すること。

3. 保健衛生

感染症に対する正しい知識の普及・啓発、感染症の予防・感染拡大防止に向けた体制の整備を進めます。



第5章 地域の経済基盤づくり

第1節 農業の振興

令和2年における本町の総農家戸数は、272戸で農業経営体数は158経営体（個人157、法人1）なっています。また経営総耕地面積は105haで、そのうち水田21ha、畑40ha、樹園地44haであり、本町の農業の問題点は、次のとおりです。

現状と問題点

1. 担い手の不足と農業生産の縮小

本町の主要な作目は、耕種作物では果樹、米、野菜、特産物では彩、菌床椎茸、晩茶、畜産では豚及びブロイラーです。彩農業については、現在、200種類以上の商材を供給できる体制にあり、年間2億6,000万円程度の売り上げをみせる町の主産業です。また、香酸柑橘については、ゆこう・すだち・ゆず等への転換も進み、栽培農家間での品質向上への取り組みも行われ、香酸柑橘専業農家も存在します。

晩茶については、発酵により製造されるお茶であり、面積約3.0ha、生産量約10t、84戸の農家が生産しており、売上額も増加傾向にあります。しかし、どの作物においても、人口減少と高齢化が進む本町では、担い手が不足しており、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。

2. 作業道の整備の遅れ

本町の農業は、傾斜地棚田、急傾斜畑・樹園地など条件不利の耕地のもとで生産が行われています。従って、耕作放棄地の増加が進み、集落の維持が困難な地域も見られます。このような中で、作業道等の生産基盤整備の遅れが耕作放棄地の増加を招いています。

3. 環境保全型農業の遅れ

本町では、有機無農薬栽培などの環境保全型農業も見られるようになりましたが、今後いかにこれらの部門を推進するかが課題です。

4. 有害鳥獣による被害

有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており課題となっています。

対 策

前述した本町農業の問題点を踏まえ、標高差利用農業、資源活用農業、環境保全型農業、農林水産業の6次産業化などを通じ、適地・適人・適作を考慮しながら、ロボット技術やICT等の先端技術の活用による新たな農業展開（スマート農業）等を図ると共に農業情報を提供し、農家経営の安定化を図る必要があります。

1. 本町の主産業

「彩事業」については町全域で取り組み、後継者の育成と販路の拡大に注力するとともに幅広い分野への展開を図り、本町のもつゼロ・ウェイストブランドによる付加価値との掛け合わせで、新たな販路等開拓していきます。

花木については、補助事業を導入して生産振興を図ってきましたが、標高差を活かして今後とも振興を図ります。

高冷地野菜の産地化については、自然的条件（標高差）を有効に活用した取り組みを図ります。また、有機無農薬による野菜等の生産を推進します。

香酸柑橘の振興については、すだち・ゆこう・ゆずの「適地適作」の原則に従い振興を図り、販路の開拓にも努めます。特にゆこうについては、本町の特産品であることから宣伝活動を積極的に行います。

椎茸栽培農家にあっては、高齢化に対応した新たな担い手確保・育成の検討、遊休栽培施設の有効利用対策、安定した生産システムの確立などによって、外国産輸入と国内での産地間競争に打ち勝てる体制づくりを促進します。

晩茶においては、町の主要産物に成長し、今後も生産量・売上額を増加させるため、補助制度や、担い手の確保・育成方法を検討します。また、「阿波晩茶の製造技術」が、重要無形民俗文化財に指定（文化庁）されていることも生かし、新たな分野の市場開拓を促進します。

2. 棚田の価値と活用

棚田地域振興法にもあるように、国は、棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有します。また、町においても、地域の特性に応じた施策を策定し、実施するように努めなければならないとなっております。棚田には、農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能があります。その機能（恩恵）を人間が享受することができるように、棚田地域への定住や他地域との交流を促進し棚田の保全を図ることが必要となるため、「日本で最も美しい村」連合（注15）等とも連携し、その具体的施策を検討します。また、省力化技術の導入や棚田オーナー制度を実施し、中山間地域等直接支払の活用等により、組織化を図り、上勝ブランドとして販売を促進します。

3. 畜産及び公害防止

畜産については、経営の合理化と公害防止に積極的に取り組む必要があり、特に糞尿処理施設（発酵処理施設）の設置・改善、集落密集地における畜舎の移転など積極的に推進し、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合農業、リサイクル(再生利用)の推進などを図ります。

4. 耕作放棄地と有害鳥獣

耕作放棄地の解消を図るため、利用権設定の推進、蔭切りによる木々の伐採、遊

休農地の活用、都市農村交流を有効に活用した政策を展開します。

また、有害鳥獣による農作物の被害が拡大しているため、多様な森づくりについて検討するとともに、捕獲鳥獣買い上げ制度の拡充、進入防止対策などを継続して進め、またジビエによる鳥獣の利用価値を検討します。

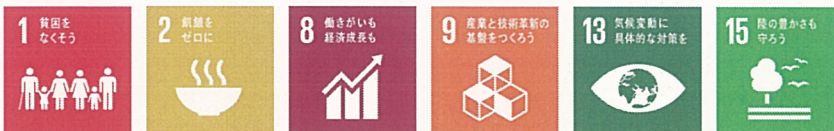
5. 農業の新たな展開

本町のように高付加価値型農業の推進が不可欠なところにおいては、第1次産業、第2次産業、第3次産業など、生産から流通・販売までの対応に取り組むとともに、6次産業化の推進を図り新たな農産物の加工商品の開発や農家民宿、民泊、農家レストラン等開業の推進を図ります。

また、農業の生産振興とあわせ販売も重要な課題であり、農産物の流通や消費の変化に対応し、㈸いろどりやJA組織と連携しながら既存の販売ルートに加え、多様な販路を開拓する等販売の強化を図ります。また、地産地消を推進するため農産物の直売所の拡充も図ります。

農道、作業道及び水路の改修を推進し、正しい農林業機械の使用方法に関する研修を実施し、土地基盤整備にあたっては、環境保全に留意し、環境に優しい土地基盤整備、農村整備を図ります。また、ドローンを活用した農薬の散布や農産物の出荷等検討していきます。

さらに、彩山（いろどりやま）を活用し、農林業インターンシップや彩農業体験ができる教育システムの構築、森林空間を活用した新しい森林の価値の創出（彩農業と林業によるハイブリッドビジネス等）、彩山をフィールドとした起業塾やワーケーション（注16）による若者移住者の促進、ローカルベンチャーによる起業及び都市からの交流人口の増加を図るとともに、雇用と就業を促進し、就労人口の増加を目指します。



第2節 林業の振興

本町の林野面積は9,691ha（うち民有林9,689ha、99.9%）で、総土地面積の88.39%を占めています。また、民有林の人工林は79.78%に達しています。そこで、本町林業の現状と問題点は、次のとおりです。

現状と問題点

1. 人工林の樹種別面積についてみると、その87.77%を杉が占め、蓄積量はha当たり534.5m³となっています。また、30年生以下の若齢林は1.5%程度と、木材市況の低迷と労働力不足のため林業経営者の意欲が低下し、山林管理の粗放化及び成熟が進んでいます。そのため、特に保育間伐等が充分行われず、優良材生産はもとより、台風等の豪雨による森林崩壊や沢抜け等の土石流災害の発生と、水源涵養など大き

な問題となっています。

また、針葉樹林が大径化し、低木及び草木の生長を阻害し、生活圏を失った鳥獣が食べ物を求めて民家の近くに出没するようになり、農業にも大きな被害を与えています。

2. 林業基盤の問題については、林道網は順次整備され、多額の投資が行われていますが、費用対効果について今後検証も必要となり、林道・作業道の整備も長期的視点での計画が必要となります。

3. 林業の担い手については、農業と同様に弱体化の一途を辿っています。また地域林業の担い手である森林組合及び製材業者など、木材関連組織の弱体化も進んでいます。一方、木材産業の活性化を図るため平成8年に「株式会社もくさん」が設立され、林業の6次産業化を図りつつ、その努力と成果が期待されていますが、住宅建設着工戸数の減少等経営は厳しい状況です。また、平成31年には、(一社)かみかつ森林環境公社が設立され、森林の今後の管理のあり方や仕組みづくりを森林所有者と共に考え、実践し、関係機関とともに森林整備を進めていくこととなっています。

対 策

1. 道路整備と機械化

林道、作業道の整備を促進するとともに、労働生産性を高めるため、高性能林業機械を導入し、組織化による機械作業システム(体系)の導入を推進します。

一方で、大径化する人工林にも対応するため、IOT主伐生産システム(注17)の導入も検討します。

2. 間伐による良質材の育成

適期に応じた間伐を行い、良質材の育成を図ると共に、計画的伐採(主伐)の推進に努め、また、木質バイオマス活用における未利用材の活用についても一層の推進を図るとともに、苗木の育成技術についても研究し、導入を検討します。

3. 特用林産物の育成

椎茸等特用林産物を通じて農林複合経営の確立を図ります。また、椎茸以外の特用林産物についても研究を行います。

4. 林業担い手の育成

(一社)かみかつ森林環境公社を中心に林業担い手の確保を図ります。また、地域林業の担い手として個人及び森林組合等の林業経営体が自立体制を確立できるよう人林の育成を図ります。また、現在行われているバイオマススクールの充実・推進を図ります。

5. 町産材の需要拡大

本町の最大の資源である森林を活かすためにも、木材の利用方法の研究開発や、木材を使用した商品開発（6次産業化）を行うと共に、木づかい運動の機運を高め町産材の利用促進を図ります。

6. 森林の保全と機能の向上

森林は生産機能と共に環境保全機能を持っています。地球規模の環境悪化が進んでいる中で、森林の持つ公益的機能の重要性は一段と高まっています。森林経営管理法に則した新たな町独自の森林監理システムを確立し、林業経営に適さない森林の防災機能の強化のため、適正な森林管理を行い混交林化の森づくりを進め国土保全機能を高めるよう努めます。

7. 森林の新たな空間としての価値づくり

単年度で収益が上がらない林業に農業が加わることで単年度の収益を得ることのできる持続可能な森林システム構築の実現を目指します。集落内の里山林では、葉わさびなど林間で栽培できる農産物を林間で栽培（アグロフォレストリー）し、荒れた森林の整備の可能性を模索します。

8. 民有林の活用と企業等との連携

かみかつ的森林経営管理システムの中において、長期に経営管理権を町へ委託する希望がある場合においては、民有林を一定期間借り受け、実習フィールドとし、森林資源を生かした雇用と所得の創出、森林整備による脱炭素の実現、また、森林環境譲与税を活用し、民有林を立木で買い上げ、伐採するといった課題解決に取り組めます。

また、企業社会責任の観点から企業等より協力金を募り、担い手育成指導者の確保及び整備資材等にかかる経費を確保し、継続的な森林整備と担い手育成のリサイクルを確立させます。

国に対しては、荒廃が進み、適正に管理されていない森林をこれ以上増加させないため、国土の有効活用や間伐等による補助金制度等の長期的制度の設置及び拡充を要望していきます。



第3節 水産業の振興

現状と問題点

アメゴ養殖は、勝浦川上流・支流を利用して、限られた水量の中で、意欲的に行っていますが、水量の減少等が問題となりつつあります。

対 策

池中養殖の振興

アメゴの自然環境にも配慮した養殖技術の向上を図り、付加価値の高い新鮮で安全なブランド水産物を目指し、安定した経営基盤と担い手の確保を図ります。



第4節 商工業の振興

本町の商業は、町内にスーパー(量販店)はなく零細な経営のものが多くなっています。また、工業も、中小零細企業での経営となっています。第三セクターは町内に5社、勝浦町に1社あります。

平成8年に設立された国土調査に関連する(株)ウイズは、令和2年に勝浦町の国土調査にも関連していくことを目的に、(一社)かつうら国土と未来振興協会となりました。

現状と問題点

1. 卸売業、小売業ともに規模の零細なものが多く、一店当たりの販売額も相対的に小さいです。また、共同店舗がなく、品揃えが少ない問題点もあります。
2. 買い物客の周辺市町村への流出については、隣接の勝浦町をはじめ徳島市、小松島市などに日用品以外の買い物を大きく依存していることが主要な原因と考えられます。雇用面でも、若者などの町外への流出が多く大きく影響しています。
3. 町独自の土産物が少なく、交通事情の改善に伴い、小松島市ほか都市部から特に魚、海産物、肉、パンなどを中心に町内への行商人の流入も見られており、町の商業環境を一層厳しくしています。
4. 工業は、中小零細企業で、事業者の高齢化・後継者不足となっています。
5. 第三セクターの令和2年度決算は表3のとおりで、大変厳しいものとなっています。

対 策

1. 商業の育成については、現在、隣接町や他都市に大きく依存している町の商業環境を改革していき、消費者のニーズ(需要)に合った共同店舗の設置、また、商工会専門家派遣事業等による事業所の経営課題抽出と、その解決に向けた個々の事業所における目標設定と、その到達についてサポートします。同時に、個々の事業所におけるインターネットでの情報発信や、販売等を推進していく必要があります。各店主の意識改革も望めます。町関係課の努力はもちろん、民間の事業者の自主的な協力、共同による特産品や土産品の開発と、それへの行政側からの支援システムづくりも推進します。
2. いっきゅう茶屋等を中心とした販路の開拓や、農産物や特産物、またはそれを用いた加工品等のコーナー(区画)の充実など、機能充実を図ります。
3. 温泉などへの宿泊客、観光訪問客向けの特産物の販売はもちろん、各地区での町民および関係者の自主的な努力により、川魚、山菜、椎茸等、郷土料理の開発などもさらに図っていく必要があります。また、青少年団体などの主催するイベント(行事)なども、積極的に活用し、商業の活性化を図ります。
4. ゼロ・ウェイストブランド(ゼロ・ウェイスト認証制度(注18))を活用し、町外客を回遊させる仕組みづくりや、ごみがでないパッケージ等での弁当・惣菜などの販売を検討します。また、それに伴ったゼロ・ウェイストを活用したローカルベンチャーの起業や、町内外の企業連携を積極的に行い、まちづくりにも取り込んでいきます。
5. 高齢者等の需要に応えうるため、物や食事等のデリバリーサービス及び移動型の販売など、高齢者等にやさしい販売体制を検討します。
6. 商業の他、人やモノの流れが、求人等が分かるインターネットの総合情報サイトをつくり、定期的に消費者アンケート等も実施し、PR(宣伝)・販売等につなげます。
7. 上勝町商工会等の団体と連携し、地域内商品券の拡充を検討します。
8. 商工会等により、起業(創業)を目指す方を対象に、企業経営等を学ぶ相談会(ベンチャースクール)等の実施を行います。
9. 土産品開発等を含め、阿波晩茶等の生産拡大を推進し、食品加工型産業の育成を検討します。このような中で、特産物加工所等施設の充実を図り、食物の加工製品の生産についても検討し推進を図ります。

10. U・I・Jターン等の転入者の推進のため、シェアオフィス（注19）や、コワーキングスペース（注20）等を活用し、起業による新しい産業を創出します。

11. 第三セクターにおいては、公共・民間の役割分担を明確にし、経営と技術的ノウハウ(知識)の蓄積を図ります。また、経営改善を図ります。



表3 上勝町第三セクター等の状況

令和2年度決算

項目	会社名 (株)上勝バイオ	(株)かみかついっきゅう	(株)もくさん	(株)いろどり
創立または創業年月日	平成3年4月12日	平成3年11月25日	平成8年7月4日	平成11年4月2日
資本金	344,000千円	80,000千円	99,900千円	10,000千円
構成員	上勝町 6,608株(96%) JA東とくしま 97.6株 (株)徳島大正銀行 80株 その他 94.4株	上勝町 1,070株(67%) (株)徳島大正銀行 76株 徳島魚類(有) 20株 その他 434株	上勝町 1,440株(72%) (株)徳島大正銀行 95株 北島建設(株) 60株 その他 403株	上勝町 140株(70%) (株)いろどり 60株
株主数	50	167	28	2
代表取締役	社長 濱田 光且	社長 松岡 佐千子	社長 青木 智秀	社長 横石 知二
役員数 (監査役を含む)	常勤 0人 非常勤 5人	常勤 2人 非常勤 6人	常勤 3人 非常勤 8人	常勤 1人 非常勤 8人
社員(内臨時等)	10人(7人)	22人(13人)	4人(1人)	7人(0人)
業務内容	●菌床椎茸の生産販売	●上勝町月ヶ谷温泉交流施設の管理運営 ●テニスコートなどの管理運営	●木材の加工販売 ●建築工事の請負並びに企画設計管理	●農産物の企画販売 ●情報システムソフトウェアの開発・販売
売上総額(円)	66,070,152	133,476,774	59,429,503	40,655,776
当期利益(円)	2,472,724	△5,349,687	△6,830,133	△3,088,596
法人税等(円)	2,562,178	180,000	180,000	70,000
前期末残高繰越利益剰余金(円)	△349,999,739	△65,791,001	△62,088,889	45,732,852
当期末残高繰越利益剰余金(円)	△347,527,015	△71,140,688	△68,919,022	42,644,256
長期借入金(円)	0	50,000,000	0	7,507,000
総資産(円)	28,382,690	74,299,173	55,294,280	56,969,943
純資産(円)	△4,170,187	8,859,312	30,980,978	42,481,816

項目	団体名 (一社)かみかつ森林環境公社	(一社)かつうら国土と未来振興協会
創立または創業年月日	平成31年3月28日	令和2年3月19日
出資金	50,000千円	120,000千円
出資金内訳	上勝町 50,000千円	勝浦町 60,000千円 上勝町 60,000千円
代表者	代表理事 西 利一	代表理事 大西 一司
役員数 (監査役を含む)	常勤 1人 非常勤 3人	常勤 0人 非常勤 5人
従業員(内臨時等)	3人(0人)	12人(0人)
業務内容	●森林・林業に関する情報収集、調査 ●未整備森林の経営及び施行 ●森林施業に関する普及啓蒙 ●林業後継者の育成 ●木材の商品企画・開発	●国土調査業務の受託事業 ●土地、建物の測量・調査・管理業務の受託事業 ●森林施業、土木及び建築事業に伴う企画・測量・設計・調査・管理業務の受託事業
経常収益(収益事業)(円)	19,638,719	86,702,191
当期一般正味財産増減額(収益事業)(円)	1,603,036	5,137,986
法人税等(円)	636,500	1,726,700
一般正味財産期首残高(円)	35,391	0
一般正味財産期末残高(円)	1,638,427	5,137,986
長期借入金(円)	0	0
正味財産合計(円)	56,412,512	125,137,986

第5節 土木建設業の振興

現状と問題点

町内には建設業者が8業者あり、生活基盤整備などの各種公共事業、また災害時には復旧作業等重要な役割を担っていますが、従業員の高齢化が進み、若者離れや、施工能力の低下と廃業の増加が懸念されます。

対 策

1. 建設業者の事業継続

国、県など連携し、公共事業予算の確保に努めるとともに、多様業種への転換等事業継続の支援に努めます。

2. 労働力の確保

若い労働力の確保対策及び施工能力の向上に努めれるよう助言します。



第6節 環境保全型、滞在体験型観光・交流の振興

現状と問題点

月ヶ谷温泉をはじめ、高丸山(標高1,439m)のブナの原生林を中心とした千年の森、四国霊場20番札所鶴林寺の奥の院である慈眼寺、山犬嶽、殿川内溪谷とスーパー林道、棚田等豊富な資源を有しています。しかしながら、これらの観光資源は分散化しているため、資源間の関連性を深め活用していく必要があります。この豊富な自然を活かした観光基盤整備の充実を促進しながら、滞在型観光を勧めるため、農家民宿等の宿泊施設の整備を図る必要があります。また、彩農業、ゼロ・ウェイスト、SDGs等によるまちづくりについて学びたいという視察者が訪れ、視察産業による情報の受発信が行われています。しかし一方では経済情勢の悪化により、宿泊客の減少傾向も見られ、今後の対策が必要です。近年の観光入り込み客数は表4のとおりです。

対 策

彩農業、ゼロ・ウェイスト等で全国的にさらには世界にも高まっている知名度を活用し、視察などの政策観光を積極的に受け入れるとともに、「彩の里」としてふさわしい環境や景観、住民のもてなしを町ぐるみで創造していきます。

また、「日本で最も美しい村」連合の活動を促進することで、生活の営みによって作られる景観や環境、さらには本町の豊かな自然によりつくりだされた名所や資源を守り創造し、これらを活用することで観光的付加価値を高め、交流人口の増加と経済の活性化を目指します。

1. 公の施設として、月ヶ谷温泉、キャンプ場、自然教育センター「あさひ」等があり、民間としては、民泊などの各種宿泊施設を核とした観光・自然体験等の展開を図ります。

2. 高丸山千年の森、スーパー林道、百間滝、山犬嶽（三体の月）、棚田など自然を活かしたグリーンツーリズム（注21）やヘルスツーリズム（注22）のメニューの充実により、都市・農村交流及び体験型観光の推進を図ります。

3. ゼロ・ウェイストやSDGs関連によるサステナブルツーリズム（注23）、企業研修、修学旅行等の滞在型による視察・観光の推進を図ります。

4. 豊かな自然と文化、食材や温泉を体験してもらい、訪日外国人旅行者（インバウンド）等の交流人口の増加により、地域・経済の活性化を図ります。また、年間を通じて地域総ぐるみによる多様なイベント企画の実施を行い、四季を通じた滞在体験型観光の推進を図ります。

5. 景観保護・環境保全に配慮した観光の在り方を検討し、集客してもごみがない仕組みを検討します。

6. 地産地消を推進し、地場産品を活用した土産物・加工商品の開発を行います。

7. 観光ガイドの人材を育成し、国内外の案内体制を整えるよう検討します。また、多言語に対応した観光パンフレット・遊びマップ等や案内看板を作成し、観光地巡りのモデルコース等を策定します。観光地については、無線LAN等の整備を推進し、観光PRについてはインターネット、ホームページ等を有効に活用します。



表4 上勝町の観光者数等

(単位：延人数)

区分	月ヶ谷温泉		キャンプ場 入込者数	自然教育センター あさひ利用者数	高丸山千年の森 利用者数
	利用者数	宿泊者数			
平成28年度	73,886	6,876	6,048	3,464	8,344
平成29年度	73,705	6,720	8,949	3,104	7,079
平成30年度	72,939	6,189	9,077	2,395	7,314
令和元年度	72,385	5,759	8,332	2,300	8,221
令和2年度	54,113	6,031	4,114	1,243	7,124

第6章 まちづくりと行財政

第1節 まちづくりと集落の再生

地域は人口の減少、高齢化、地方財政の窮迫化といった困難な状況に取り巻かれており、一方では介護や福祉など一人ひとりのニーズに見合ったサービスが求められています。こうした中では、これまでのように行政だけがその役割を担っていくことが困難になっています。

また、高度・専門的なサービスなどについては、全国で同様の諸問題を抱える自治体等で組織する「日本で最も美しい村」連合やローカルベンチャー推進協議会、SDGs未来都市等の広域的な連携や、情報交換によりいち早く先進地事例を把握し、それが本町に適応するかなどの可能性を模索していくことが非常に大切となります。

そのための地域リーダーの育成、町民各層の様々なグループ活動の役割が、益々重要となってきています。

現状と問題点

本町のまちづくりのための人材育成、町民の意識改革に大きな役割を果たしたのが1Q塾及び1Q運動会であり、明るい夢のある町「彩の里」を目標に掲げ、その実現に向けての難問・疑問（Question）を住民が一休さんのように知恵を出し合いながら解決していく手法です。近年では、地域創生推進会議やSDGs推進委員会の開催により、町内事業者や若者の住民意識が高まっています。また、他団体で主催の研修などを利用し、青年会、各種団体の活動、他市町村、他団体との交流や各種講習会の開催など、ソフト面での活発化が見られました。

しかし、講演内容、開催時期などがタイムリーに実施できていないこと、1Q運動会活動のマンネリ化や継承者との連携の難しさ、リーダーの活動疲れ、地区住民が1Q運動会委員に頼り切っている姿勢、参加者の偏りなどの問題点も現れ、近年では、活動の縮小傾向が見られます。この運動の本来の目的と趣旨に立ち返り、今後計画的に研修活動を行っていくことが必要です。

本町の令和3年3月31日の人口は、1,486人、世帯数は763戸となっており、65歳以上の高齢者比率は、53.4%となっています。表5の集落別人口・世帯数の推移をみると、平成22年3月31日の人口は1,964人、世帯数849戸であったのが、令和3年3月31日では人口478人、世帯数86戸の減少となっています。65歳以上の高齢者比率は3.9ポイント上昇しています。集落数は、55集落と変わりはなく、集落の維持が出来るかのように思われますが、限界集落といわれる65歳以上の高齢者比率が50%を超える集落は、38集落となっており、集落の維持が困難となっているところも見られます。このように、高齢者の一人世帯、高齢者世帯の増加も見られ、集落の行事の機能低下等抜本的に集落のあり方、若者定住の方策などを緊急に検討し、実行する必要があります。

そのような中、平成26年に、「上勝町持続可能な美しいまちづくり基本条例」に基づき、魅力あふれる美しい上勝町の発展を目指し、集落内の課題の解決を図るため、各種事業に取り組んでいます。

対 策

1. 21世紀の地域づくりに向けて1Q塾、1Q運動会の役割は今後も重要であるため、町民の意識改革のための自主的な研修活動として位置づけるとともに、支援体制を整備、強化し、1Q活動などの取り組みを積極的に発信していきます。
2. 地域リーダーなどの育成のため、先進地調査等の国内外研修を促進します。
3. 地域を愛し、大切に考え、そこで自信を持って暮らしていく定住意欲の強い住民の育成のため、集落の自立的、自主的な再生に向けた活動を継続して支援することは勿論のこと、住宅整備、各種事業制度の活用等積極的なまちづくり施策を推進します。
4. 上勝町持続可能な美しいまちづくり基本条例に則った若者定住の推進については、転出者等の同意のもと、空き家・空き地の活用も考慮し、集落の協力を得ながら広範な地域へ誘導し、集落の若返りに努めるとともに、集落の再編については、住民の意向のもとその必要性について検討して参ります。
5. 町の中心性を維持・充実しながら一定の社会的サービスを提供することのできるコンパクトにまとまった持続可能な生活圏の再構成を検討し、先進地調査等を行います。
6. 地域資源の活用として、町内に多数ある空き家を活用して、サテライトオフィスやコワーキングスペース等として整備し、企業誘致や起業の推進を行います。また、空き家バンクの情報を充実し、移住・定住者用の住居として活用します。
7. 移住フェア・移住イベントに積極的に参加し、移住定住希望者への情報発信を行います。また、お試し暮らし体験や仕事の求人情報の充実、インターン生などの受け入れを、各種企業団体及び農林家等と連携し、移住定住者の増加につなげて参ります。
8. 移住支援施策の充実、冊子や移住ポータルサイトの情報発信及び、専任移住コーディネーターによる移住相談・移住後のフォロー等を行います。
9. 結婚希望者の相談窓口を設置し、婚活支援を行います。また、子育てに悩む保護者を対象に、子育て支援相談窓口を設置し、子育て家庭の負担軽減を行います。



表5 集落別人口・世帯数の推移

集落 番号	集落名	H22住民基本台帳				R3住民基本台帳				人口 変動率 H22→R3	高齢者比率が 50.0%以上の 集落 R3 ベース
		人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢者 比率 (%)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢者 比率 (%)	世帯数 (世帯)		
1	高野	48	24	50.0	18	41	24	58.5	17	△ 14.58	○
2	作り道	68	26	38.2	25	63	21	33.3	24	△ 7.35	
3	蔭地	42	22	52.4	18	43	23	53.5	18	2.38	○
4	柳谷	17	11	64.7	8	9	7	77.8	7	△ 47.06	○
5	寺内	93	47	50.5	37	79	30	38.0	42	△ 15.05	
6	平間	61	23	37.7	23	55	25	45.5	24	△ 9.84	
7	堂久保	24	14	58.3	10	18	13	72.2	10	△ 25.00	○
8	新町	24	13	54.2	9	13	4	30.8	7	△ 45.83	
9	南岡	98	46	46.9	55	87	37	42.5	47	△ 11.22	
10	西中	52	20	38.5	16	37	20	54.1	18	△ 28.85	○
11	中津賀	56	27	48.2	21	45	23	51.1	18	△ 19.64	○
12	槻地	25	10	40.0	10	19	11	57.9	9	△ 24.00	○
13	下地	56	13	23.2	29	55	10	18.2	30	△ 1.79	
14	西谷	29	12	41.4	9	14	9	64.3	5	△ 51.72	○
15	西峯	14	6	42.9	7	17	7	41.2	7	21.43	
16	蔭井谷	40	21	52.5	16	33	17	51.5	14	△ 17.50	○
17	鹿子山	32	14	43.8	10	19	10	52.6	9	△ 40.63	○
18	下平	27	8	29.6	9	21	7	33.3	10	△ 22.22	
19	梅木	13	11	84.6	10	7	7	100.0	6	△ 46.15	○
20	日浦	17	11	64.7	7	10	9	90.0	6	△ 41.18	○
21	中央	50	28	56.0	21	38	24	63.2	19	△ 24.00	○
22	折坂	42	23	54.8	14	19	15	78.9	14	△ 54.76	○
23	若生	31	19	61.3	14	21	12	57.1	11	△ 32.26	○
24	福原日浦	25	16	64.0	14	19	7	36.8	11	△ 24.00	
25	蔭行	2	1	50.0	2	3	2	66.7	2	50.00	○
26	川北	13	8	61.5	8	3	3	100.0	3	△ 76.92	○
27	平間	36	10	27.8	15	43	16	37.2	20	19.44	
28	古川	18	13	72.2	9	11	7	63.6	7	△ 38.89	○
29	中山	31	13	41.9	11	27	14	51.9	11	△ 12.90	○
30	喰田	29	12	41.4	13	25	9	36.0	14	△ 13.79	
31	杉地	10	9	90.0	6	6	6	100.0	4	△ 40.00	○
32	横峯	27	13	48.1	12	14	10	71.4	8	△ 48.15	○
33	荒瀬	91	29	31.9	40	66	26	39.4	34	△ 27.47	
34	川西	33	21	63.6	17	26	16	61.5	14	△ 21.21	○
35	下野	29	20	69.0	14	20	16	80.0	11	△ 31.03	○
36	影	19	9	47.4	10	17	8	47.1	7	△ 10.53	
37	日ノ浦	16	11	68.8	8	12	10	83.3	9	△ 25.00	○
38	久保	9	6	66.7	5	5	4	80.0	3	△ 44.44	○
39	戸越	29	12	41.4	11	13	12	92.3	7	△ 55.17	○
40	角屋	17	7	41.2	6	11	5	45.5	4	△ 35.29	
41	中瀬津	24	14	58.3	9	20	15	75.0	8	△ 16.67	○
42	府殿	47	20	42.6	15	26	16	61.5	14	△ 44.68	○
43	高畑	40	21	52.5	16	20	14	70.0	9	△ 50.00	○
44	谷口	13	10	76.9	9	11	10	90.9	7	△ 15.38	○
45	大北	29	17	58.6	11	16	12	75.0	12	△ 44.83	○
46	檜原	33	20	60.6	17	25	20	80.0	15	△ 24.24	○
47	神田	63	37	58.7	26	46	29	63.0	20	△ 26.98	○
48	大平	30	18	60.0	12	23	13	56.5	13	△ 23.33	○
49	堂平	33	13	39.4	14	32	13	40.6	16	△ 3.03	
50	中村・中央	82	30	36.6	33	61	27	44.3	32	△ 25.61	
51	神明	21	14	66.7	9	15	11	73.3	8	△ 28.57	○
52	菅蔵	19	7	36.8	9	18	8	44.4	11	△ 5.26	
53	葛又	32	23	71.9	16	17	15	88.2	13	△ 46.88	○
54	市宇	49	30	61.2	26	33	24	72.7	18	△ 32.65	○
55	八重地	56	40	71.4	30	39	31	79.5	26	△ 30.36	○
	計	1,964	973	49.5	849	1,486	794	53.4	763	△ 24.34	38/55

第2節 行政組織の改革

振興計画を具体化し着実に実施していくためには、行政組織の在り方についても検討していく必要があります。

現状と問題点

本町の行政組織について見ると、令和3年7月1日現在の町の組織としては、町長、副町長のもとで図4のとおりとなっており、出納室、総務課、税務課、企画環境課、産業課、建設課、住民課、支所があり、また上勝町診療所、福原診療所があります。外に財産区、議会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会（教育長のもとに事務局、小学校、中学校）があります。

本町の議会構成は、図5のとおりとなっており、議会議員は8名で議長1名、副議長1名、議員6名となっています。議会内には常任委員会（総務、産業・建設の各委員会）、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会などがあり、外に小松島市外三町村衛生組合議会議員2名、監査委員1名がいます。

前回の平成22年時と比べると、職員数は若干減少しており、主な機構改革としては、これまで、産業課に含まれていた環境・企画部門を分け、企画環境課を創設しました。広域行政については一部事務組合として、小松島市、勝浦町、佐那河内村と本町の1市2町1村で衛生組合を作り、し尿処理を広域で行っています。

対 策

1. 町の行政改革を通じて行政機構の効率化、地域活性化と行政への住民参画の在り方について実態を把握し、関係者の意見を前提に、どのような組織が最も望ましいかについてさらに絶えず自己点検し、行政改革を進めます。
2. 町職員、特に課長以下の主幹、課長補佐、係長、事務主任、係員など、若手職員がより積極的に行政に参加できるような体制（職員の提案制度、自主政策研究外）を構築します。
3. 事務事業の多様化の中で、実施すべき事業の絞り込みを行い、縦割りの行政から、産業・建設、福祉・環境また教育・文化等各分野において横断的かつ一体的な取り組みを図るとともに、目的を達成するために効率的な組織体制の構築も検討します。
4. 男女共同参画型社会の推進を図ります。
5. 地方分権改革下の広域行政の在り方については、将来の分権的な地方行政の在り方として、どのような方向が望ましいか、関係自治体のもとで自主的な広域行政を検討します。
6. 行政情報のIT化を図り、総合行政ネットワーク（網状組織）の整備を進めます。

7. 地球温暖化の対策として、公用車の電気自動車化など、取り組み可能なものから率先して取り組みを図ります。



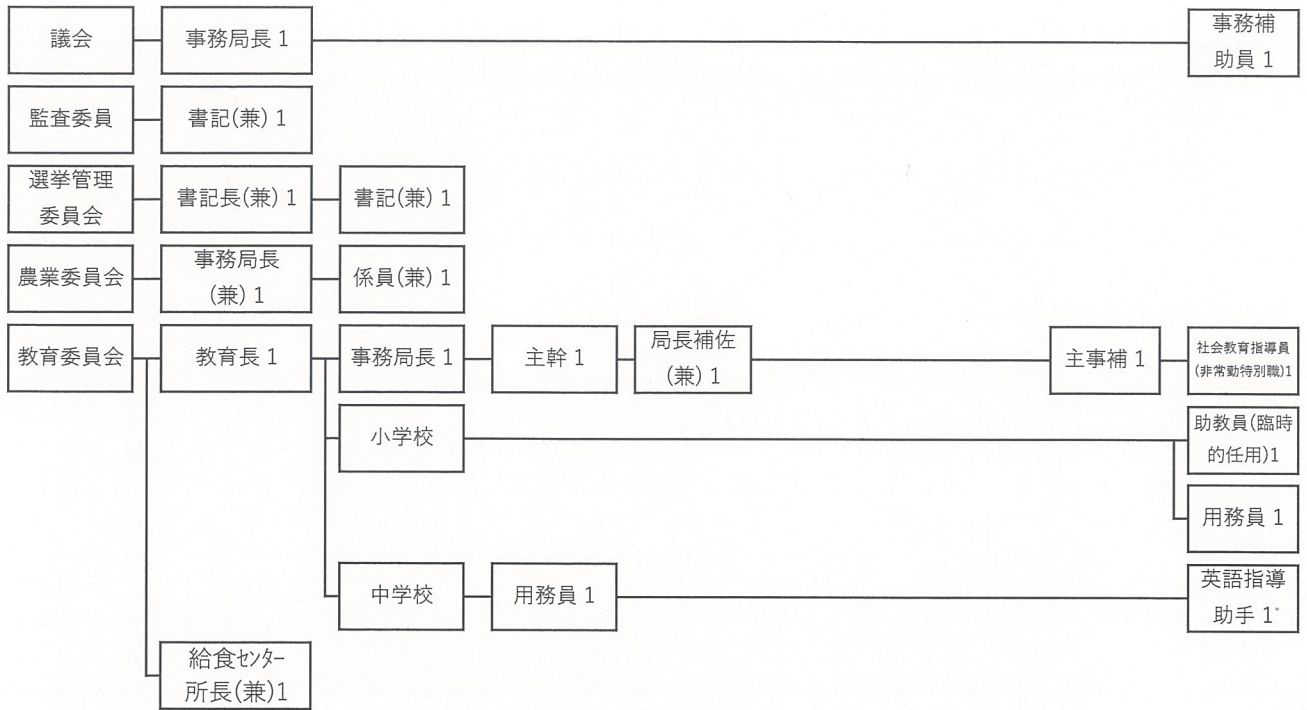


図5 上勝町議会機構図（令和3年7月1日現在）

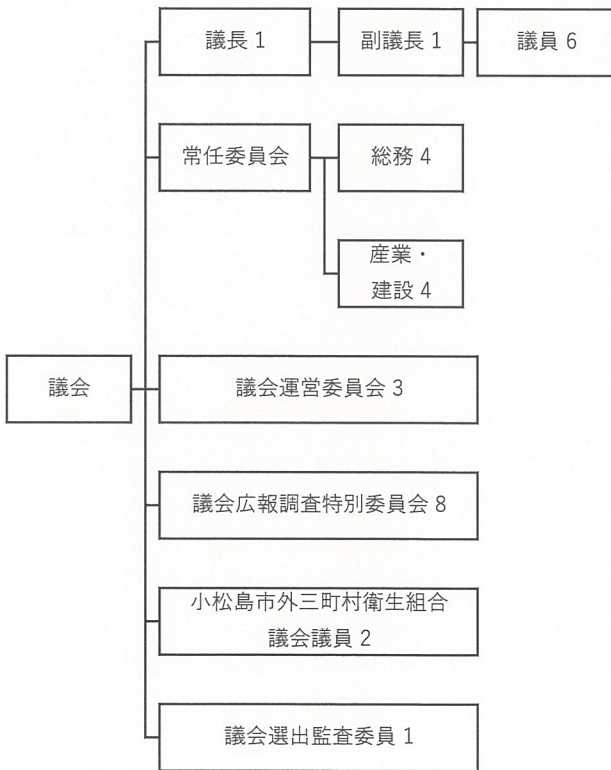
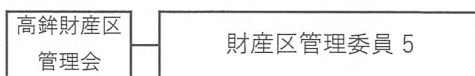


図6 上勝町財産区管理会機構図（令和3年7月1日現在）



第3節 財政の健全化

現状と問題点

町の振興計画を円滑に進めていくためには計画を裏付ける財源が確保され、堅実かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

本町の財政は令和2年度決算で、歳入総額34億1,598万3千円、歳出総額32億1,283万6千円、歳入・歳出差引額2億314万7千円、翌年度へ繰越財源1億1,117万円2千円を差し引いた実質収支では、9,197万5千円です。財政力指数は、0.127と極めて低く、町の自主財源も少ないのが現状です。(表6参照)

次に、歳入の状況について見ると図7に見るとおり、令和2年度決算で自主財源としての地方税の構成比3.7%で、国からの一般財源としての地方交付税44.2%、国庫支出金13.1%、地方債10.6%、県支出金9.0%と依存財源が歳入の殆どを占めているのが現状です。また、地方税3.7%の内、町民税が1.4%、固定資産税が2.0%、その他が0.3%となっています。町民税の比率は減少し、他の構成比も固定しています。

一方、歳出について目的別歳出についてみると、表7に見る通り、令和2年度では、総務費が大きく歳出の31.1%を占めています。続いて民生費が16.3%を占め、農林水産業費15.4%、公債費10.3%、土木費9.4%の順となっています。

また、性質別歳出の構成比では、図8に見るとおり、義務的経費の内、人件費14.3%、公債費10.3%、扶助費6.6%となっています。これに比し、投資的経費が22.0%を占め、このうち、普通建設事業費が19.8%と大半を占めます。投資的経費の構成比は減少を見せていますが、補助事業よりも単独事業が増大する傾向にあり、注意が必要です。

全体として自主財源の構成比は減少し、財政の硬直化はなお進行しているといわざるを得ません。

また、国民健康保険事業被保険者1人当たり諸費(表8)及び後期高齢者医療歳入歳出決算書(表9)で見ると、収入については全体に対し、国庫支出金、県支出金、町繰入金などが大きく割合を占めております。また、支出については、医療費の高騰にともない保険給付費が大きな支出割合を占めています。一方では所得の低迷による軽減世帯の増加の問題もあり、会計の運営をさらに苦しくしていく傾向が見られます。

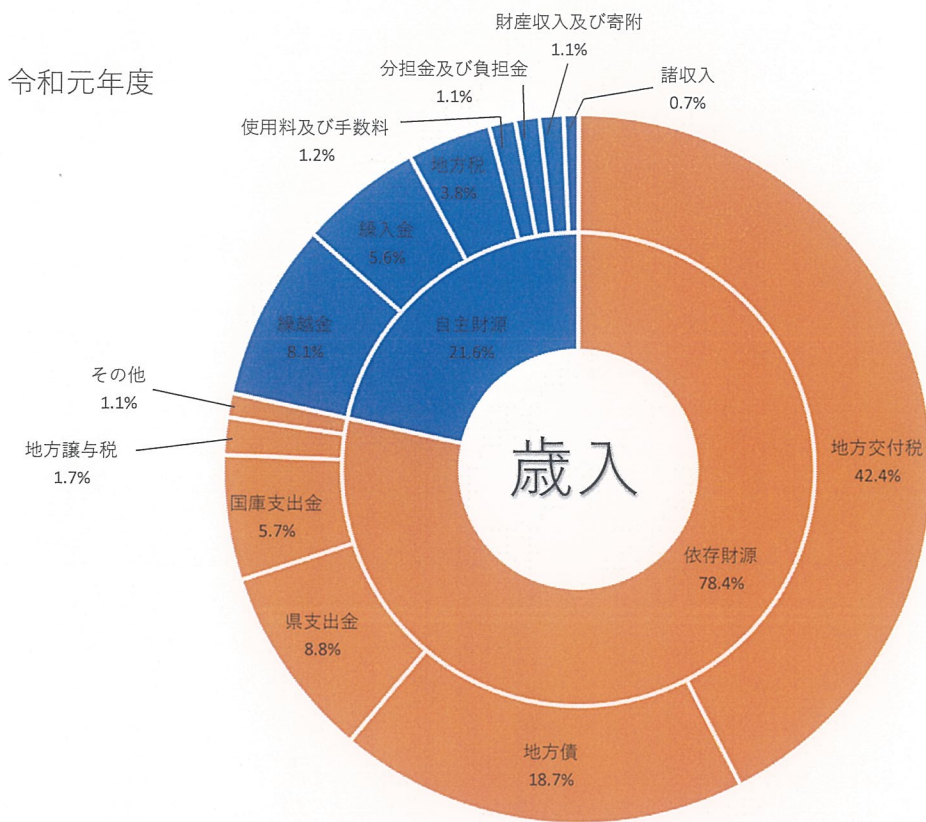
また、介護保険歳入歳出決算書(表10)を見ると、国、県、町からの収入割合は決まっているため、3年ごとに介護保険料の負担率の見直しをしています。利用者の負担率が高くなってくると、利用者の介護保険料を現状程度に維持するため、サービスの低下等が行われることも考えられます。

表6 財政の決算状況

(単位：千円、%)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳 入 総 額	2,633,174	3,436,542	3,252,684	3,415,983
歳 出 総 額	2,546,534	3,247,012	2,972,319	3,212,836
歳 入 歳 出 差 引 額	86,614	189,530	280,365	203,147
翌年度への繰越財源	18,416	43,165	80,613	111,172
実 質 収 支 (A)	68,224	146,365	199,752	91,975
単 年 度 収 支	16,185	97,556	△ 551	△ 16,566
積 立 金	51,000	333,000	230,000	59,000
繰 上 償 還 金	0	0	0	0
積 立 金 取 崩 し 額	42,000	0	0	99,000
実 質 単 年 度 収 支	25,185	430,556	229,449	△ 56,566
財政力指数 (3 年 平 均)	0.138	0.122	0.111	0.127
標 準 財 政 規 模 (B)	1,337,096	1,742,312	1,708,441	1,593,339
実質収支比率 (A) / (B)	5.1	8.4	11.7	5.8

図7 歳入の状況



令和2年度

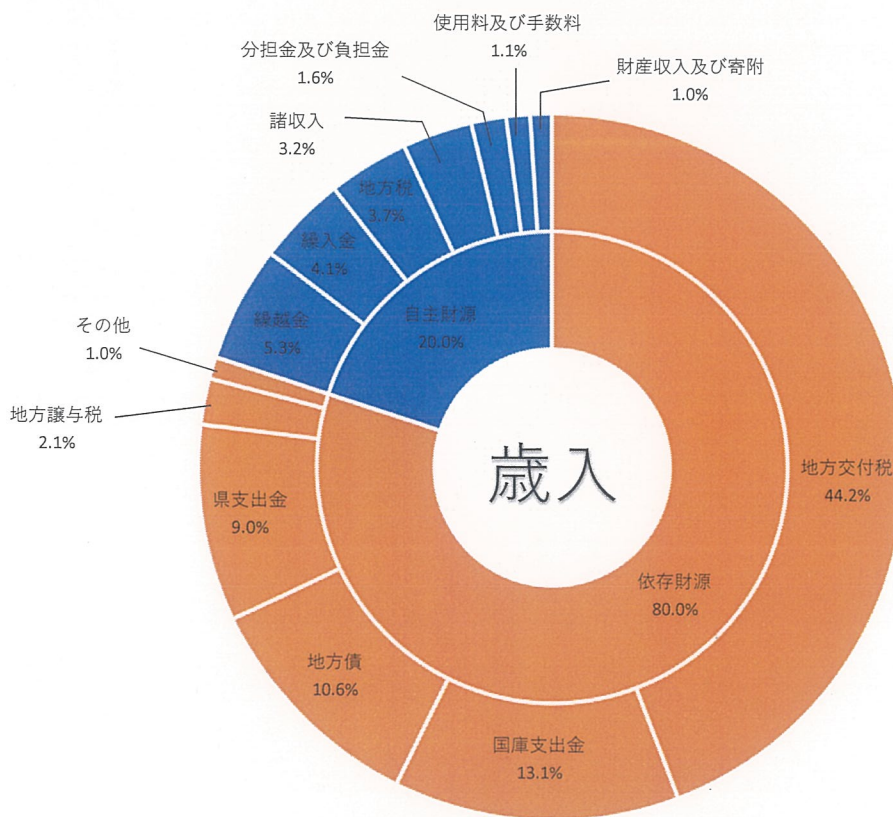
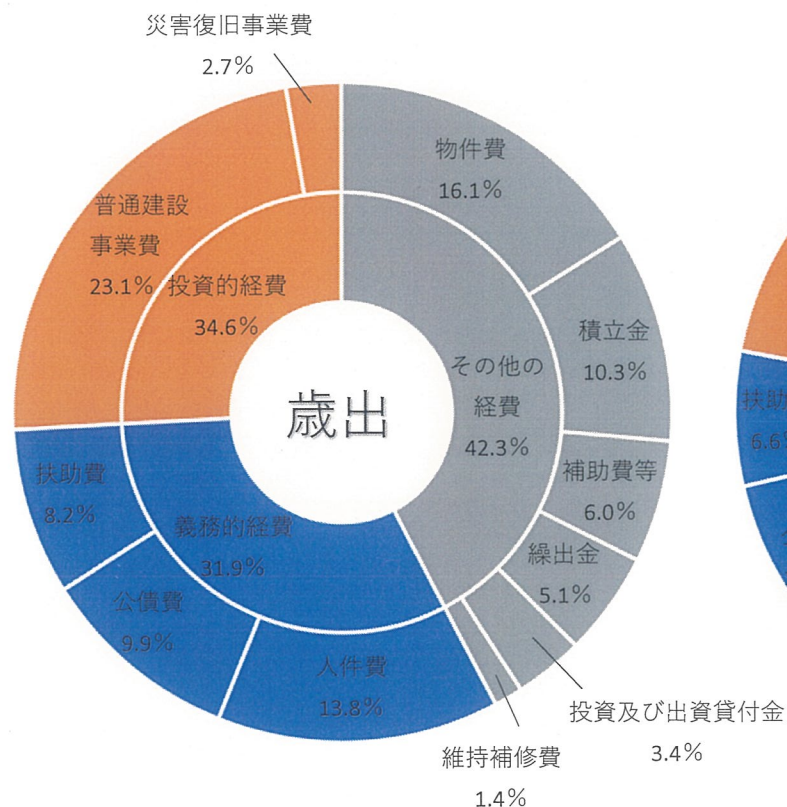


表7 目的別歳出の構成

区 分	令和元年度		令和2年度		
	決算額 (千円)	構成比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	人口1人当 りの額(円)
1. 議会費	46,210	1.4	42,695	1.3	28,731
2. 総務費	899,451	28.1	998,881	31.1	672,194
3. 民生費	508,570	15.9	522,322	16.3	351,495
4. 衛生費	395,805	12.3	151,237	4.7	101,775
5. 労働費	7,713	0.2	7,137	0.2	4,803
6. 農林水産業費	481,290	15.0	494,294	15.4	332,634
7. 商工費	13,598	0.4	61,110	1.9	41,124
8. 土木費	239,992	7.5	302,140	9.4	203,324
9. 消防費	72,829	2.3	85,063	2.6	57,243
10. 教育費	135,082	4.2	146,207	4.6	98,390
11. 災害復旧費	88,462	2.8	69,315	2.2	46,645
12. 公債費	317,664	9.9	332,435	10.3	223,711
合 計	3,206,666	100.0	3,212,836	100.0	2,162,069

図8 性質別歳出の構成

令和元年度



令和2年度

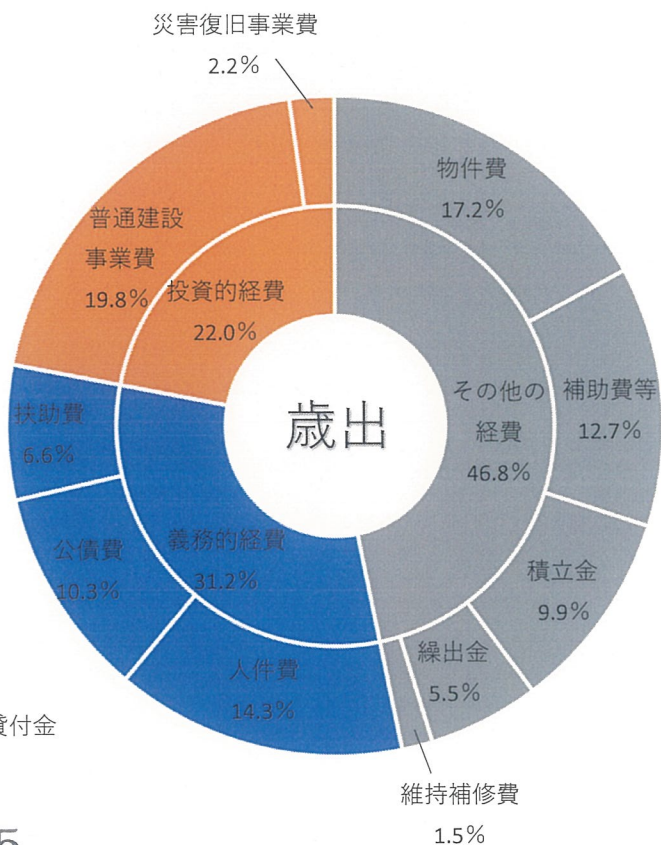


表8 国民健康保険被保険者1人当たり諸費（年間平均被保険者割）

令和元年度

(単位：円)

収 入			支 出	
保 険 税	70,911	総 務 費	39,173	
国 庫 支 出 金	1,238	保 険 給 付 費	270,961	
県 支 出 金	保険給付費等交付金	352,073	国民健康保険事業費納付金	113,030
	普通交付金	268,193	保 健 事 業 費	10,346
	特別交付金	83,880	そ の 他 の 支 出	42,904
繰 入 金	61,755	基 金 積 立 金	75	
そ の 他	483	合 計 (B)	476,489	
繰 越 金	52,832	1世帯当たり保険税調定額(現年度分)	102,840	
合 計 (A)	539,292	1人当たり保険税調定額(現年度分)	70,570	
収支差引残(A)-(B)	62,803	1人当たり保険税収納額(現年度分)	69,070	

令和2年度

(単位：円)

収 入			支 出	
保 険 税	65,630	総 務 費	44,265	
国 庫 支 出 金	12,766	保 険 給 付 費	300,646	
県 支 出 金	保険給付費等交付金	363,422	国民健康保険事業費納付金	109,205
	普通交付金	299,580	保 健 事 業 費	9,232
	特別交付金	63,842	そ の 他 の 支 出	44,691
繰 入 金	59,873	基 金 積 立 金	17,050	
そ の 他	310	合 計 (B)	525,089	
繰 越 金	60,325	1世帯当たり保険税調定額(現年度分)	94,328	
合 計 (A)	562,326	1人当たり保険税調定額(現年度分)	64,568	
収支差引残(A)-(B)	37,237	1人当たり保険税収納額(現年度分)	64,291	

表9 後期高齢者医療歳入歳出決算書

令和元年度

(単位：千円)

収入済額			支出済額		
後期高齢者医療保険料		25,591	総務費	総務管理費	1,429
使用料及び手数料	手数料	1		徴収費	0
繰入金	一般会計繰入金	16,057	後期高齢者医療広域連合納付金		40,758
繰越金		1,003	諸支出金	償還金及び還付加算	111
諸収入	延滞金、加算金及び過料	0		繰出金	0
	償還金及び還付加算	90	予備費	0	
	雑入	0			
合	計	42,742			42,298

令和2年度

(単位：千円)

収入済額			支出済額		
後期高齢者医療保険料		27,504	総務費	総務管理費	1,959
使用料及び手数料	手数料	0		徴収費	0
繰入金	一般会計繰入金	16,359	後期高齢者医療広域連合納付金		41,479
繰越金		445	諸支出金	償還金及び還付加算	204
諸収入	延滞金、加算金及び過料	0		繰出金	0
	償還金及び還付加算	221	予備費	0	
	雑入	0			
国庫支出金	国庫補助金	146			
合	計	44,675			43,642

表10 介護保険歳入歳出決算書

令和元年度

(単位：千円)

収入済額			支出済額		
介護保険料		49,097	総務費	総務管理費	14,798
使用料及び手数料	使用料	462		介護認定審査会費	3,570
	手数料	6	保険給付費	介護サービス等諸費	239,586
国庫支出金	国庫負担金	46,312		介護予防サービス等諸費	6,981
	国庫補助金	45,258		高額介護サービス等費	4,634
支払基金交付金		78,611		高額医療合算介護サービス等費	475
県支出金	県負担金	40,157		特定入所者介護サービス等費	15,772
	県補助金	4,089		その他諸費	363
繰入金	一般会計繰入金	55,148	諸支出金	償還金及び還付加算金	271
	基金繰入金	0		介護予防・生活支援サービス事業費	17,452
繰越金		8,439	地域支援事業費	一般介護予防事業費	425
諸収入	雑入	13		包括的支援事業・任意事業費	10,129
				その他諸費	112
			基金積立金	6,771	
			予備費	0	
合計		327,592			321,339

令和2年度

(単位：千円)

収入済額			支出済額		
介護保険料		46,579	総務費	総務管理費	18,234
使用料及び手数料	使用料	544		介護認定審査会費	3,444
	手数料	7	保険給付費	介護サービス等諸費	243,522
国庫支出金	国庫負担金	50,841		介護予防サービス等諸費	7,705
	国庫補助金	47,421		高額介護サービス等費	5,062
支払基金交付金		79,286		高額医療合算介護サービス等費	387
県支出金	県負担金	43,207		特定入所者介護サービス等費	17,189
	県補助金	4,227		その他諸費	358
繰入金	一般会計繰入金	62,921	諸支出金	償還金及び還付加算金	238
	基金繰入金	0		介護予防・生活支援サービス事業費	17,536
繰越金		6,252	地域支援事業費	一般介護予防事業費	100
諸収入	雑入	0		包括的支援事業・任意事業費	10,247
				その他諸費	104
			基金積立金	6,060	
			予備費	0	
合計		341,285			330,186

対 策

1. 町の財政は自主財源が乏しい中で、今後町民税を中心に自主財源の比率を高めていきます。そのための工業、商業、観光など町の諸産業の活性化をさらに図っていく必要があります。また、ふるさと納税等の制度を推進・活用します。

2. 歳出面での財政の硬直化がさらに進行していくと見られるので、行政改革の推進、不必要な経費の節減、事業評価（KPIの設定）の実施などを通じて、財政の効率化をさらに進めます。

3. 特別会計の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業については医療費等の抑制に努め、会計の経済基盤の確立を図っていく必要があります。そのためには、疾病の予防と早期発見、早期治療に努め「健康なまちづくり」を推進します。

4. 診療所会計の効率化を図るとともに、過疎地医療体制の充実にさらに努力します。



用語説明

(注1) 限界集落

住民の50%以上が65歳以上で、生活道や農林地の維持管理、冠婚葬祭等共同体としての機能が果たせなくなり、維持が限界に近づいている集落。

(注2) 第三セクター

国もしくは地方公共団体がやるべき事業を、国もしくは地方公共団体と民間企業の資金をあわせて、一定の事業を行う方式。

(注3) 南海トラフ地震

東海地方から九州地方の太平洋側で、今後30年以内に高い確率で発生すると予想されているマグニチュード8～9クラスの地震。

(注4) SDGs未来都市

地方創生につながる「自治体SDGs」として、地域の利害関係者と連携し、SDGs達成に向けて戦略的に取り組んでいる地域・都市。

(注5) 脱炭素化社会

地球温暖化の原因とされる温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を実質ゼロとなる社会のこと。

(注6) Society5.0社会

経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿。

(注7) ゼロ・ウェイスト

日々の生活やものづくりの段階からごみを出さないようにし、かぎりある資源を浪費・枯渇させない仕組みを目指す考え方。

(注8) 関係人口

兼業や副業などの仕事を絡めていたり、祭りやイベントの運営に参画して楽しむなど、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人のこと。観光以上移住未満と例えられたりもする。

(注9) 第6次産業

農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。

(注10) 木質バイオマス

木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源。

(注11) サテライトオフィス

企業の本社、組織の本部とは異なる所に設置されたオフィスのこと。

(注12) ゼロカーボン

排出される温暖化ガスを削減し、削減できなかった分を工夫して相殺し、実質的に排出量をゼロにすること。

(注13) ゼロ・ウェイストタウン計画

令和2年12月に2030年を目標年とした新たなゼロ・ウェイスト宣言をした。その目標達成に向けての実行計画。

(注14) GIGAスクール

2019年（令和元年）に開始された、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。「Global and Innovation Gateway for All」の略。

(注15) 「日本で最も美しい村」連合

少子高齢化が進む中でも素晴らしい地域資源を持っている町や村が、自らの地域に誇りを持ち、美しい地域づくりをすすめるため設立した組織であり、本町も平成17年の発足時より加盟している。

(注16) ワークেশョン

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語であり、観光地やリゾート地でテレワーク（リモートワーク）を活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

(注17) IOT主伐生産システム

無人林業機械やドローン等を林業の伐採、搬出などに活用した木材生産システムのこと。

(注18) ゼロ・ウェイスト認証制度

「地産地消による包装・容器の削減」や「再利用できる容器による資材調達」などの6つの審査基準があり、飲食店を対象に独自の基準で公的に認証する制度。

(注19) シェアオフィス

1つのオフィスを複数の企業や個人がシェアして使うこと。

(注20) コワーキングスペース

異なる職業や仕事を持った人たちが同じ場に集まり、作業場をシェアすること。

(注21) グリーンツーリズム

主に農村や漁村地域において自然・文化・人々との交流を楽しむことを目的とした観光形態。

(注22) ヘルスツーリズム

自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復、増進、保持する新しい観光形態。

(注23) サステナブルツーリズム

環境汚染や自然破壊等につながる商業化、工業化等を避け、自然環境を守りながら、地域の自然、資源、文化等を生かした観光。




付 属 資 料

第4次上勝町活性化振興計画（案）の諮問に対する答申

第4次上勝町活性化振興計画策定経過

第4次上勝町活性化振興計画策定審議会委員等構成

上勝町活性化振興計画審議会条例



令和4年2月22日

上勝町長 花本 靖 殿

上勝町活性化振興計画審議会

会長 玉有 繁



第4次上勝町活性化振興計画（案）の策定について（答申）

令和3年12月10日付け、上勝企環第476号で諮問のありました標記につきまして、令和3年12月24日並びに令和4年2月7日の両日にわたり審議会を開催し、慎重審議の結果、別添のとおり第4次上勝町活性化振興計画（案）がまとまりましたので、答申いたします。

なお、今回の第4次上勝町活性化振興計画（案）は、21世紀の長期目標を掲げ、令和4（2022）年から令和12（2030）年間の指針となっております。

この計画の実施に当たっては、社会状況等の変化により、見直し等も行いながら、その時点にあった最善の取組を実施していただきますよう申し添えます。

第4次上勝町活性化振興計画策定経過

令和3年	8月	第4次上勝町活性化振興計画審議会委員の委嘱
	8月～10月	計画（素案）づくりのための関係機関ヒアリング
	11月	計画（素案）の確認依頼（課長会）
	12月	町長から第4次上勝町活性化振興計画（案）を諮問 第1回第4次上勝町活性化振興計画審議会
令和4年	2月	第2回第4次上勝町活性化振興計画審議会 第4次上勝町活性化振興計画審議会から町長へ答申
	3月	上勝町議会全員協議会にて説明（3月4日）

第4次上勝町活性化振興計画審議会委員構成表

（順不同）

	氏名	所属	振興計画担当部門
審 議 会 委 員	玉 有 繁	徳島県農業大学校	全体指導
	上月 康則	徳島大学環境防災研究センター	全体指導
	河原 英治	徳島県とくしまぐらし応援課	県行政
	横石 知二	(株) いろどり	農業部門
	高石 雅弘	JA東とくしま	農業部門
	藤井 園苗	上勝町ゼロ・ウェイスト推進委員会	環境部門
	笹尾 美樹	上勝町社会福祉協議会	福祉部門
	松坂 福二郎	徳島中央森林組合勝浦郡支所	林業部門
	西 利 一	(一社) かみかつ森林環境公社	林業部門
	山下 俊洋	上勝町商工会	商工部門
	下岡 卓司	上勝町教育委員会	教育部門
	松岡 佐千子	(株) かみかついきゅう	観光部門
	細束 仁美	総務課	町行政
	井本 直幸	産業課	農林水商工観光行政
	清井 信子	住民課	福祉行政
事務局	吉積 弘成	企画環境課	
	横田 正和	企画環境課	

上勝町活性化振興計画審議会条例

平成3年8月12日

条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、上勝町活性化振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、上勝町活性化振興計画に関し、必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係機関の職員その他優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

附 則 (平成11年3月25日条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日条例第35号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第4次上勝町活性化振興計画
2022（令和4）年度～2030（令和12）年度
（令和4年3月策定）

発刊 徳島県上勝町